

学 校 教 育

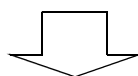
1 学校教育指導の方針と重点

方針 郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

課題 「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成

重点

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 授業の充実 | 2 道德教育の充実 |
| 3 特別活動の充実 | 4 体育・健康教育の充実 |
| 5 生徒指導の充実 | 6 キャリア教育の充実 |
| 7 特別支援教育の充実 | 8 環境教育の推進 |
| 9 国際化に対応する教育の推進 | 10 情報化に対応する教育の推進 |
| 11 研修の充実 | 12 複式教育の充実 |



特に推進すべき事項

1 確かな学力を身に付ける授業づくり

2 道德教育や生徒指導等の充実

3 教職員としての資質能力の向上

*** 方 針 ***

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

青森県教育委員会では、学校・家庭・地域社会が一体となって、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指しています。その中で、学校教育では、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の育成を重要な教育課題としています。

そこで、青森県教育委員会の「学校教育指導の方針と重点」と管内の状況等を踏まえて、令和6年度西北の学校教育指導の方針を、「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める」としました。

学校教育を通して、児童生徒が新しい時代を切り拓く人財として成長するためには、児童生徒の向上心や学ぶ意欲の源となる夢や志を抱くことができるような教育の推進が重要となります。また、児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となれるようにすることが求められます。

このために、各学校において教育目標を明確にし、教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てて教育課程を編成することが大切です。その際には、教育課程編成の基本方針が家庭や地域にも共有され、連携・協働により「社会に開かれた教育課程」の実現が図られることも重要になります。また、教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程を編成することや、幼児教育から小・中・高等学校等とのつながりを見通した教育課程を編成することにも留意する必要があります。

各学校においては、今年度の西北の学校教育指導の方針を踏まえ、創意工夫をこらした特色ある教育課程の編成・実施により、知・徳・体を育む学校教育の推進と充実に尽力することが期待されます。

*** 課 題 ***

「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成

令和6年度の方針を受けて、「確かな学力」と「豊かな心・健やかな体」の育成を西北の課題とし、学校教育の一層の推進に努めることとしました。

「確かな学力」

各種の調査結果や学校訪問等から、児童生徒の学力については、小・中学校ともに基礎的な知識及び技能の習得は、概ね良好と捉えています。思考力、判断力、表現力等や主体的に学習に取り

組む態度については、十分とは言えない状況にあります。

確かな学力の育成のためには、目指す資質・能力を明確にして「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにして、学習意欲の向上を図ることが必要です。また、学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善に生かすようにすることが必要です。

「豊かな心・健やかな体」

学校訪問等を通して、多くの児童生徒は安心できる環境の中で、落ち着いた態度で学校生活を送っていると捉えています。

その一方で児童生徒指導状況報告から、不登校児童生徒数の割合が増加しており、小学校・中学校ともに長期化の傾向も見られます。また、SNSを介したいじめやトラブルの発生なども増加傾向にあり、近年は事態が深刻化するケースも見られます。その他に暴力行為の発生なども依然として憂慮される状況にあります。これらの背景としては、基本的な生活習慣の乱れや規範意識の低下、学習不適應、コミュニケーション能力の不足、ネットリテラシーの低さ等が考えられます。

豊かな心・健やかな体の育成のためには、全ての児童生徒を対象とした生徒指導を基盤として、魅力ある学校づくりを推進することが重要です。さらに、教育活動全体を通じて道徳教育や体育・健康教育等の充実を図る必要があります。

*** 重 点 ***

学習指導要領の趣旨、青森県教育委員会の「学校教育指導の方針と重点」で示されている11の重点に西北の実情から求められる「複式教育の充実」を加え、今年度も12の重点を設定しました。設定理由は以下のとおりです。

- 1 「**授業の充実**」は、一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める必要があることから設定しました。
- 2 「**道徳教育の充実**」は、一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める必要があることから設定しました。
- 3 「**特別活動の充実**」は、一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める必要があることから設定しました。
- 4 「**体育・健康教育の充実**」は、一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親し

み、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める必要があることから設定しました。

- 5 「生徒指導の充実」は、一人一人のこどもが、健やかに成長することができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める必要があることから設定しました。
- 6 「キャリア教育の充実」は、一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める必要があることから設定しました。
- 7 「特別支援教育の充実」は、発達障害を含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める必要があることから設定しました。
- 8 「環境教育の推進」は、一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める必要があることから設定しました。
- 9 「国際化に対応する教育の推進」は、一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める必要があることから設定しました。
- 10 「情報化に対応する教育の推進」は、一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める必要があることから設定しました。
- 11 「研修の充実」は、教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める必要があることから設定しました。
- 12 「複式教育の充実」は、当該校において、複式の特性を生かすよう指導体制を確立し、学級の実態を踏まえて、一人一人のこどもが個性や能力を伸ばすことができるよう、教育環境や学習指導の工夫、充実に努める必要があることから設定しました。

※ 指導に当たっては、各重点における指導項目と留意すべき内容を御確認ください。(P. 17～P. 28)

特に推進すべき事項について

各学校が課題解決のために特に推進すべき事項として、12の重点を踏まえ「確かな学力を身に付ける授業づくり」、「道德教育や生徒指導等の充実」、「教職員としての資質能力の向上」の三つを掲げました。

1 「確かな学力を身に付ける授業づくり」のために

(1) 学力の実態把握と組織的対応

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫した評価計画を作成し、こどもの学習の成果や課題だけでなく学習の過程を一層重視し評価するとともに論述やレポート作成、グループでの話し合い等といった多様な活動を評価の対象として、多面的・多角的に評価し、学力の実態把握に努めるとともに、指導改善に生かす。
- イ 標準学力検査及び全国学力・学習状況調査等を分析するとともに、課題を明らかにし、対策の明確化を図りながら、学校全体として組織的かつ計画的に指導に当たる。

(2) 目指す資質・能力を明確にした主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にする。
- イ 習得した知識及び技能を活用し、思考力、判断力、表現力等を育成する授業や、自己の学びを調整し、主体的に学習に取り組む態度を育成する授業を実践するための教材研究に取り組む。
- ウ 目指す資質・能力を育成するために、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか等を考え、計画的に指導する。
- エ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成や、現代的な諸課題に対応するために求められる創造性、合意形成を図る力などの資質・能力の育成については、習得・活用・探究という各教科の学びの過程を重視するとともに、教科等横断的な視点から単元構成を設定するなど、カリキュラム・マネジメントの視点を生かして充実を図る。
- オ 児童生徒が学習や人生において、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という各教科の「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにし「深い学び」の視点による授業改善に努める。

(3) 学ぶ意欲と学習習慣の確立

- ア 児童生徒の視点や思考に寄り添いながら、興味・関心や予想されるつまづきなどに配慮して「分かる喜び」と「できる達成感・成就感」を味わわせる授業づくりに努める。
- イ 授業や単元の学習を振り返る活動に取り組みせ、新たな課題を見付けたり、身近な生活につなげたりすることで、学習意欲を喚起する。

ウ 家庭学習について学校の方針等を家庭へ積極的に情報提供し、家庭と連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。

エ 小・中学校連携のもと、家庭学習も含めた学び方の指導について共通理解を図り継続して取り組む。

2 「道德教育や生徒指導等の充実」のために

(1) 教育活動全体を通じた道德教育の充実

ア 道德科を要として学校の定める道德教育の重点目標と関連させながら教育活動全体を通じた道德教育を推進する。

(ア) 道德教育推進教師を中心とした協力体制の整備と、児童生徒の発達の段階や実態に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進などにより、心に響く道德教育の一層の充実を図る。

(イ) 道德的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、生き方についての考えを深める道德科を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、よりよく生きるための基盤となる道德性を養う。

(2) 発達支持的生徒指導の充実と命を守る体制の強化

ア 問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、全児童生徒を対象に、生徒指導や教育相談を充実させ、日頃から心の結び付きを基調とした指導を行う。

(ア) 日々の授業や行事等の工夫・改善により、学級や学校を落ち着ける場所にしていくこと（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面を実現していく（絆づくりのための場づくり）魅力ある学校づくり・学級づくりを推進していく。

(イ) いじめや不登校の未然防止のため、教育相談を基盤とした継続的な支援に努めるとともに、児童生徒のストレスマネジメント、コミュニケーションスキル、ネットリテラシー等の向上に資する指導を行う。

(ウ) 不登校になった児童生徒に対しては、学校や家庭、必要に応じて関係機関と情報を共有し、「児童生徒理解・支援シート」等を活用して組織的・計画的に個に応じたきめ細かな支援をするように努める。(P. 38参照)

(3) 健康・体力の保持増進

ア 健康診断や新体力テスト等の結果や、県内児童生徒の体力低下や肥満傾向等の実態を踏まえ、一人一人が意欲をもって運動に取り組むことができるよう、教育活動の内容や実施方法の工夫に努める。

イ 生涯にわたって健康な生活を営むために、健康に関する正しい知識を身に付け、児童生徒が自ら健康な生活を実践する能力や態度を育てる。

ウ 家庭との連携、中学校区一体となった取組による児童生徒の生活習慣の改善を図るとともに、系統的・計画的な保健指導を行うことで、望ましい生活習慣の確立に努める。

3 「教職員としての資質能力の向上」のために

(1) 個々の意識改革と組織力の向上

- ア 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を自覚する。
- イ 教職生涯を通じて探究心をもちつつ、自律的かつ継続的に新しい知識技能を学び、自己の資質能力の向上に努める。
- ウ 全教職員が自校の教育課題を共通理解し、一人一人が組織の一員としての自覚をもち、学校運営への積極的な参画に努める。

(2) 校内研修の充実と活性化

- ア 校内研修体制の整備を図り、教員一人一人の参画意識を高め、日常的、継続的な学びにつながるような研修方法の工夫に努める。
- イ 「教職に必要な資質能力」「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」「ICTや情報・教育データの利活用」等の教師に共通的に求められる資質や今日的な教育課題に対応した研修を深め、その成果を日常の教育活動に十分活用するよう努める。
- ウ 個々の研修で得た成果を紹介し合ったり、授業等の日常の教育活動への活用効果を話し合ったりするなど、研修成果の共有化を図る。
- エ 職場全体でOJT（日常的な職場内研修）を活用しながら、初任者や若手教員等をサポートする体制の確立に努める。

〔重点1〕 授業の充実

1 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

- (1) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えるなどし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために目指す資質・能力を明確にした指導計画や全体計画等を作成する。
- (2) 諸検査等の結果を基にして、児童生徒、学校や地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に示されている目標、内容及び時間数等の配分や各教科等の特質を踏まえた上で、日常の授業に活用できるように指導計画を作成する。
- (3) 教育活動の質の向上のために、目標の実現に必要な内容等を教科等横断的な視点で組み立てること、PDCAサイクルに基づき改善を加えること、必要な人的・物的資源等を確保・活用することを通して組織的・計画的にカリキュラム・マネジメントの実践に努める。

2 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

- (1) 児童生徒の実態を踏まえ、児童生徒の視点や思考を大切にし、興味・関心の方向や予想されるつまづきなどに配慮して授業を組み立てていくために、教材研究を通して具体的な指導方法について創意工夫する。
- (2) 知識及び技能を確実に習得させるために、児童生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活の場面でも活用できるように学習を工夫する。
- (3) 思考力、判断力、表現力等を育成するために、観察・実験やレポート作成、論述など知識及び技能の活用を図る学習活動、横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識及び技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図る。

3 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

- (1) 評価に当たっては、評価規準を設定し、単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、教師が児童生徒の学習状況を評価し指導改善に生かす評価や、総括に生かすために記録に残す評価を行う場面を精選し、「指導と評価の計画」を作成する。
- (2) 一人一人の学習意欲の向上を図り、よさや可能性を伸ばすために、自己評価や相互評価等を取り入れた多面的な評価に努める。
- (3) 指導と評価の一体化を進めるために、「児童生徒にどのような資質・能力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるように評価の工夫をする。

4 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- (1) 児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、観察や調査活動、野外活動、学んだことを基に実践する活動等、各教科等の特質に応じた体験活動を重視した指導の工夫に努める。
- (2) 児童生徒が自分の生活体験や興味・関心を基に主体的に課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるよう、問題解決的な学習を重視する。さらに、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識及び技能を相互に関連付けてより深く理解するなど「深い学び」の実現に向けた指導の工夫に努める。
- (3) 児童生徒が自分の成長や変容を自覚し、学びの達成感やさらなる課題意識などをもつことができるよう、1単位時間や単元ごとに振り返る場面を設定する。

5 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のため、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を計画的に活用したり、ICTなどを日常的・効果的に活用したりすることができるよう、環境の整備・充実に努める。
- (2) 学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各指導計画に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努める。
- (3) 校内研修等により活用指導事例を校内で共有するなどして、教師や児童生徒がICTなどを日常的・効果的に活用することができる環境を整備する。

* 参考となる資料

- ・StuDX Style(<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>) 文部科学省
- ・幼保小の架け橋プログラム(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm) 文部科学省
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) (https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf) 中央教育審議会
- ・全国学力・学習状況調査 授業アイディア例(令和5年度) 令和5年9月 国立教育政策研究所
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 令和2年3月 国立教育政策研究所
- ・学習評価の在り方ハンドブック 令和元年6月 国立教育政策研究所
- ・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム実践の手引き 平成30年3月 国立教育政策研究所
- ・令和5年度学習状況調査実施報告書 令和5年12月 青森県教育委員会

〔重点2〕 道徳教育の充実

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- (1) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を改善・充実させるため、校長の方針の下、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について全教員で共通理解するとともに、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の整備・充実を図る。
- (2) 教育課程全体を見通した編成となっているか、道徳性を育むことが目標となっているか、自分との関わりで道徳的価値について考えることができる授業であるかなどの視点から、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより一層深める。
- (3) 道徳教育の全体計画は、児童生徒の実態に応じて、学校の道徳教育の重点目標を明確にし、各教育活動との関連のほかに、道徳科の協力体制、家庭や地域社会との連携などについても配慮し、全教員の参加と協力により作成するとともに、P D C Aサイクルを生かし、具体的な指導に生きて働くよう、活用方法を検討するなど、指導の改善・充実を図る。
- (4) 全体計画には各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関する体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの等を別業にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとする。

2 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 道徳科の年間指導計画は、道徳教育の全体計画に基づき各教科等との関連を考慮して作成する。その際、「各学年の目標、重点項目に基づいた計画となっているか」「児童生徒や学校の実態にに応じているか」等、授業の評価や反省を記入する欄を設けるなどの工夫をし、改善・充実を図る。
- (2) 児童生徒が道徳的価値に向き合い、自分との関わりで多面的・多角的に考えることができるよう、指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な活動を適切に取り入れたり、ICTの効果的な活用も含めたりするなど、多様な指導方法を工夫する。
- (3) 児童生徒がどのような発達段階か、内容項目が発展的に指導されているか等を把握し、教員全体で共有するとともに、学校間、学年間の指導の継続性を意識した指導の充実を図る。
- (4) いじめの問題等に対応できる資質・能力を育むために、具体的な事例を取り上げるなど、適切な教材を用いて児童生徒が考え、議論するような授業の実践に努める。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- (1) 道徳教育の方針や計画を公表・説明したり、授業を公開したり、道徳教育について意見交換の場を設定したりするなどにより、児童生徒が道徳性を基に、日常生活や様々な場面・状況において、適切な行為を主体的に選択し実践できるよう、家庭や地域社会との共通理解に基づいた連携・協力体制の整備・充実を図る。
- (2) 道徳科のねらいに即して、郷土の先人や地域に根づく伝統と文化、魅力的な行事、歴史等を題材にした地域教材の保存と共有に努める。

4 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

- (1) 学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、評価に必要な資料や評価方法、評価の視点について共通理解を図り、学校として組織的・計画的に行う。
- (2) 年度や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めていることを見取るための工夫をする。
- (3) 児童生徒の学習状況を把握して評価することを通して、教師が自らの指導方法などを振り返り、指導の改善につなげる。

* 参考となる資料

- ・いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて 平成28年11月 文部科学省
(文部科学大臣メッセージ)
- ・「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告) 平成28年7月 文部科学省
- ・「私たちの道徳」活用のための指導資料(小学校)(中学校) 平成27年3月 文部科学省
- ・改訂版「心のノート」を生かした道徳教育の展開―「心のノート」活用事例集― 平成25年3月 文部科学省
- ・中学校道徳読み物資料集 平成24年3月 文部科学省
- ・小学校道徳読み物資料集 平成23年3月 文部科学省
- ・文部科学省委託 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業 報告集 青森県教育委員会HP掲載
- ・平成24年度道徳教育指導資料郷土資料にかかわる実践事例集(小教編)(中教編) 平成25年3月 青森県教育委員会

〔重点3〕 特別活動の充実

1 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

- (1) 学級活動がキャリア教育の要としての役割を担うことから、小・中・高等学校のつながりを意識し、系統的、発展的に取り組むよう指導に当たる。また、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点をもとに育てたい資質・能力を明らかにし、特別活動の全体計画に基づいた学級ごとの指導計画を作成し、その改善と活用に努める。
- (2) 学級活動の内容の特質に応じて、学級活動(1)は、集団として折り合いをつけて「合意形成」を図り、学級活動(2)(3)は、具体的な解決方法を一人一人が「意思決定」する。そして、児童生徒が決めたことを実践し、一連の活動を振り返る学習過程を重視することで、次の課題解決へつながるよう努める。
- (3) 児童生徒が自発的、自治的な学級や学校の生活づくりを実感できるよう、話し合い活動の充実を図るとともに、教師の適切な指導の下、自主的、実践的な取組が推進されるよう、必要な情報や資料の提供に努める。

2 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- (1) 特別活動における内容相互及び各教科、道徳科及び総合的な学習の時間等との関連を図りながら、指導のねらいを明確にした活動内容を設定し、全教職員が共通理解して適切な指導に当たる。
- (2) 児童生徒の発想や創意工夫を生かし、学校生活に関する諸問題についての話し合いを通して、自発的、自治的な活動が展開されるよう努める。
- (3) 児童生徒の自発的、自治的な活動を展開するために、全教員が役割と責任を分担し、協力し合える指導体制を確立するとともに、指導に当たっては活動の過程を適切に評価し、支援するよう努める。
- (4) 生徒会活動においては、地域のボランティア活動への参加、地域の人々との幅広い交流など社会貢献や社会参加に関する活動の充実にも努める。

3 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- (1) 指導計画の作成に当たっては、指導のねらいを明確にするとともに、必要な時数を学校の実態に応じて適切に配当する。
- (2) 指導教員の人数、学校や地域の施設設備等を考慮するとともに、児童の興味・関心に応じたクラブの設置に努める。
- (3) 児童の自発的、自治的な活動を展開するため、児童が主体となって活動計画を立てて実施できるようにするとともに、教師の適切な指導の下、児童自身による運営を推進する。

4 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- (1) 学校行事の実施に当たっては、全校や学年の児童生徒、家庭や地域の人々など、多様な他者と協力し合う体験的な活動を通して、学校や社会への所属意識をもたせ、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする態度を育成するよう努める。
- (2) 個々の行事の教育的価値を検討し、内容の精選や重点化を図るとともに、適切な時数を配当し、教育活動全体を見通した調和のとれた学校行事の指導計画を作成し、その改善と活用に努める。
- (3) 児童生徒が個性や能力を発揮しつつ積極的に行事に参加できるよう、特別活動の他の内容との関連を十分に図りながら、全教員で組織的に運営に当たる。
- (4) 事前・事後の活動を適切に行い、児童生徒に行事のねらいや意義を理解させ、具体的な目標をもって取り組ませるとともに、反省や評価が日常の学校生活に生かされるよう、振り返りの活動を充実させる。
- (5) 一人一人の児童生徒の活動状況について情報交換を密にするなど、評価に必要な資料の収集方法を工夫するとともに、その活用に努め、学校行事の充実と改善を図る。

* 参考となる資料

- | | | |
|--|----------|-----------|
| ・特別活動指導資料「学校文化を創る特別活動【中学校・高等学校編】」 | 令和5年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（指導資料） | 平成30年12月 | 国立教育政策研究所 |
| ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（リーフレット） | 平成30年7月 | 国立教育政策研究所 |

〔重点4〕 体育・健康教育の充実

1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 学校や地域の実態、児童生徒の心身の発達の段階や特性、運動への興味・関心、技能習熟の程度を踏まえ、進んで運動の楽しさに触れたり基礎的な運動の技能や知識を身に付けたりすることができるよう指導計画の工夫に努める。
- (2) それぞれの運動のもつ特性を正しく理解し、運動の楽しさや喜びを味わわせ、基礎的な運動の技能や知識を確実に身に付けさせるとともに、習得した知識や技能を活用する学習活動を展開できるように指導方法や評価の工夫・改善に努める。
- (3) 体力テストの結果等をもとに、児童生徒の体力の実態を的確に把握し、自主的・自発的に運動に関わり、多様な動きを身に付け、体力を高めることができるよう、発達の段階に応じた指導を工夫する。
- (4) 運動の習慣化が図られるよう、教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、仲間とともに多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を設定するとともに、家庭や地域社会と連携した取組を推進する。
- (5) 体育的活動の実施に当たっては、教職員の共通理解のもと、安全にかかわる指導や児童生徒一人一人の健康状況の把握、事前の調査及び安全点検を適切に行い、安全に実施する万全の体制と万一の事故に備えて救急体制を整えておく。

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- (1) 保健教育と保健管理に、学校保健に関する組織活動を加えた学校保健計画を作成し、全教職員が一体となってその内容及び活動の成果等について総合的に評価を行う。
- (2) 児童生徒の実態を定期健康診断の結果だけでなく、日常の健康観察、保健室の利用状況、保健調査等を通して、生活習慣の状況やストレス、不安・悩みなどの心の健康問題等について把握し、集団又は、個人に関する健康課題を明らかにするとともに全教職員で共通理解を図る。
- (3) 保健教育は、関連する教科や特別活動等で行い、健康な生活を実践する能力や態度の育成に努めるとともに、児童生徒がより適切な意思決定・行動選択ができるよう、指導方法・形態を工夫する。
- (4) 児童生徒が健康に関する基礎的な知識や技能の習得を通して、健康問題等に適切に対処し、健康な生活が実践できるよう、「学校保健委員会」を組織し、学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等との連携を図る。

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- (1) 家庭や地域の状況及び児童生徒の実態を踏まえ、学校給食、各教科、特別活動等における食に関する指導内容を関連付けて総合的な全体計画を作成し、発達段階に応じた効果的、継続的な指導を行う。
- (2) 児童生徒が食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることができるよう、活動状況や指導の成果などについて評価を行い、指導の改善を図る。また、体験的な学習を重視するなど、発達の段階や個別の実情（児童生徒が抱える健康課題や家庭の事情等）に応じた指導助言に努める。
- (3) 児童生徒に望ましい食習慣及び食に関する実践力を身に付けさせるため、給食の時間を通して計画的・継続的に食に関する指導を行う。
- (4) 児童生徒が食についての理解を深め、日常の生活において実践していくために、保護者の理解を深め、家庭や地域と連携した取組を進める。
- (5) 学校における食中毒や感染症の未然防止に努めるとともに、児童生徒が衛生的な日常生活を送ることができるよう、衛生知識に関する指導と実践的態度の育成を図る。

4 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

- (1) 学校安全計画の定期的な取組状況を点検し、次の対策につなげていくPDCAサイクルを確立しながら、学校安全計画を見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めるよう努める。
- (2) 各校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確に対応するため、危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、常に実践的なマニュアルになるよう訓練・評価・改善を繰り返すよう努める。
- (3) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行い、地域ぐるみで防犯・交通安全・防災等に努める。
- (4) 安全教育及び安全管理の取組を効果的に進めるため、全教職員で共通理解を図るとともに役割を明確にした校内体制を構築し、学校安全計画に基づき、教育活動全体を通して、安全教育を意図的、計画的に行うよう努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|------------------------------------|---------|-----------|
| ・「学校の『学校の危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」 | 令和3年6月 | 文部科学省 |
| ・「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き | 令和2年3月 | 文部科学省 |
| ・「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・食に関する指導の手引き ー第二次改訂版ー | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書 | 令和5年12月 | スポーツ庁 |
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・楽しさアップ！子どもの健康づくり事業 運動プログラムガイドブック | 令和4年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・学校におけるアレルギー疾患対応指針 | 平成30年2月 | 青森県教育委員会 |

〔重点5〕 生徒指導の充実

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- (1) 基本的な生活習慣の定着や自己指導能力の育成を図るために、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感できる具体的な実践項目を設定し、定期的に実践状況を確認する機会を設ける。
- (2) 家庭、地域社会、関係機関等との連携及び協働を図り、共に活動する中で、基本的な生活習慣の確立や自己指導能力の育成に努める。その際、近隣の同一校種間、幼（保）・小・中・高の異校種間での連携に努める。
- (3) 個々の児童生徒の実態に応じた支援を進めるために、事例研究・演習などを含めた校内研修を積極的に実施し、指導力の向上を図る。

2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

- (1) 学年所属の全教員が、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、組織的に支援できる体制を作る。
- (2) 全ての学年・学級において、一人一人の児童生徒に自己存在感を与え、児童生徒同士の共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与えるなど、生徒指導の実践上の視点を生かした経営に努める。
- (3) 特に、児童生徒にとって学校生活の中心である授業において、一人一人が生き生きと学習に取り組めるよう、分かりやすい授業づくりに努めるとともに安全・安心な風土の醸成を図る。

3 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

- (1) 全ての児童生徒を対象とした教育相談体制を整えるために、全教職員が、教育相談の技術を高めていくとともに、スクールカウンセラー等との連携を図り、学年や学級の枠を越えて相談に当たるなど、校内の教育相談体制の整備、充実を図る。
- (2) 受容的・共感的な触れ合いとともに、アンケート調査等を通して、一人一人の児童生徒の内面理解に努めながら、悩みや不安を早期に把握し、それらの解消を図るために、積極的に教育相談を行うことで、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (3) 特に、不登校児童生徒には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用してアセスメントを行い、個々の状況に応じた支援が行われるよう努める。

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- (1) いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、その多くは大人の見えにくいことから、いじめの未然防止に関する取組を「学校いじめ防止プログラム」に明示し、全ての児童生徒がいじめ防止について考え、話し合うなど、児童生徒が主体的に参加する活動を推進する。
- (2) 教職員が気付いた児童生徒の些細な変化に関する情報を共有する体制を整え、早い段階からハートフルリーダーを中心に複数の教職員で的確に関わり、いじめの定義に基づいていじめを積極的に認知する。
- (3) いじめを発見したりいじめの訴えを受けたりした場合は、まずその行為を止めたり訴えに対して真摯に傾聴したりするとともに、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校に置かれた学校いじめ対策組織に伝えて組織的に対応する。
- (4) 家庭や地域社会からの協力が得られるよう、児童生徒や保護者に対して、学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取組を積極的に行うよう努める。

* 参考となる資料

- | | | |
|-----------------------------------|---------|-----------|
| ・生徒指導提要 | 令和4年12月 | 文部科学省 |
| ・生徒指導リーフ（Leaf 1～22、増刊号Leaves 1～3） | 令和3年7月 | 国立教育政策研究所 |
| ・生徒指導支援資料（1～7） | 令和3年7月 | 国立教育政策研究所 |
| ・いじめ対応の手引き | 平成31年3月 | 青森県教育委員会 |

〔重点6〕 キャリア教育の充実

1 キャリア教育指導体制の整備・充実

- (1) 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の推進・充実に向けて、校長のリーダーシップの下、校内の組織体制を整備し、キャリア教育担当者や進路指導主事を中心に、全教職員が共通の認識に立って指導計画を作成し、協力して指導に当たる。
- (2) 教育活動全体をキャリア教育の視点で捉えるとともに、特別活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科等との関連を図り、体系的・系統的な全体計画・年間指導計画を作成するとともに、PDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る。

2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- (1) 教師と児童生徒、児童生徒相互の人間関係を密にし、信頼と連帯に支えられた関係づくりに努める。そのために、日常の教育活動を通して児童生徒の個人差や特徴、悩みや課題、自己の可能性や適性などについて日々観察し、把握に努めるとともに、変容の過程を捉える。
- (2) 「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」などを活用し、活動の過程を記述して振り返ることを通して、児童生徒自身に自己の成長や変容を把握させ、新たな学習や生活への意欲につなげさせたり、将来の生き方を考えさせたりするとともに、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校及び特別支援学校のつながりを明確にする。
- (3) キャリア・カウンセリングは、年間指導計画で実施時期を明示し、計画的、継続的に実施する。その際、キャリア・パスポートの活用に努める。小学校では、課題や問題に対処する力や態度を育み、自立的に生きていけるように支援し、中学校では、生徒一人一人の将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながらキャリア・カウンセリングを行い、生徒自ら積極的に進路を選択できるように支援する。

3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- (1) 職業の意義や勤労の尊さを理解させ、将来の生活や社会生活と関連付けながら、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や、進路選択について意思決定の場を設けることにより、主体的にキャリア形成ができるよう努める。
- (2) 体験活動は、その効果を発揮させるために、断片的・一過性のものに終わらせるのではなく、体系的・継続的に行うように努める。また、ねらいを明確にし、見通しをもって活動に取り組みせるとともに、活動を振り返り、次の活動や自己のキャリア形成に生かせるよう事前・事後指導の工夫に努める。
- (3) キャリア教育の実施に当たっては、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、家庭・地域住民・地域企業等との連携を強化し、共通理解を図る。

* 参考となる資料

- | | | |
|------------------------------------|----------|-----------|
| ・中学校・高等学校キャリア教育の手引き | 令和5年3月 | 文部科学省 |
| ・小学校キャリア教育の手引き | 令和4年3月 | 文部科学省 |
| ・語る・語らせる・語り合わせるで変える!キャリア教育(パンフレット) | 平成28年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・キャリア教育が促す「学習意欲」(パンフレット) | 平成26年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・学校の特色を生かして実践するキャリア教育(パンフレット) | 平成23年11月 | 国立教育政策研究所 |
| ・あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～ | 令和元年12月 | 青森県教育委員会 |
| ・キャリア教育の指針(実践編) | 平成26年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・キャリア教育の指針(総論編) | 平成24年3月 | 青森県教育委員会 |

〔重点7〕 特別支援教育の充実

1 校内支援体制の充実

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会を設置し、発達障害を含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする児童生徒について、組織的・計画的な対応ができるよう、全教職員による支援体制の充実を図る。
- (2) 校内委員会において、児童生徒の実態把握や支援方策、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、日常の支援や危機管理に関すること（教室や学校からの抜け出し、パニック、事故、災害が発生した場合の対応等）などについて検討し、学校全体で共通理解を図る。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、コーディネーターに指名された教員は、特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う。
- (4) 特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程については、障がいによる学習上または生活上の困難さを克服し自立を図るため、自立活動を取り入れ、学級の実態や子どもの障がいの程度等に応じて編成する。

2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- (1) 一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、長期的な視点で、児童生徒が一貫した支援を受けることを目的として、個別の教育支援計画を作成、活用し、関係者等と協力して支援に当たる。
- (2) 個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意見を十分に聞きながら、医療、福祉、保健、労働等の関係機関についての内容などを盛り込み、それぞれの役割を具体的に記載する。
- (3) 個別の教育支援計画に基づき、家庭や関係機関と日頃から情報交換を行い、連携して支援に当たるとともに、実施状況を点検・評価する。さらに、保護者の理解と合意のもと、「合理的配慮」の観点から改めて整理し、必要に応じて計画の見直しを図る。また、その内容を個別の教育支援計画に明記し、就学や進学、転学等に際して、適切な教育が一貫して行われるよう、次の学校へ引き継ぐ。

3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- (1) 一人一人の障がいの種類や程度、発達の段階等が異なることから、各学校や個々の児童生徒の実態を踏まえた個別の指導計画の作成と活用により、特別な配慮のもと、きめ細かな指導に努める。また、一連の取組の経過及び結果を引継ぎの話合い等で活用する。
- (2) 個別の指導計画の作成に当たっては、一人一人の教育的ニーズに応じて、目標や実施期間、手立てを明記し、必要に応じて特別支援学校や医療・福祉等の関係機関の専門的な指導・助言を活用する。
- (3) 個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果について、校内委員会等を通して話し合い、適切に評価し、必要に応じて目標や手立ての設定を見直し、指導の改善に努める。

4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- (1) 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が活動を共にし、豊かな人間性を育むこと、また、教科等のねらいを達成することを目的として、交流及び共同学習の機会を設ける。
- (2) 交流及び共同学習の計画に当たっては、相互の教師間でその意義や教育的効果について十分理解し合い、教育課程上の位置付け、ねらい、評価計画、学習の形態や内容、手立て、役割分担や協力体制等について事前に検討する。
- (3) 小学校、中学校と特別支援学校との交流及び共同学習や特別支援学校の小・中学部に在籍している児童生徒が居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（交流籍）を置いて居住地校交流を行う交流及び共同学習の実施に当たっては、双方のねらいを明確にし、相互理解が深まるような内容や方法等を十分に検討し、各学校や障がいのある児童生徒の実態に応じて、組織的、計画的、継続的に実施するよう努める。
- (4) 通常の学級と特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分に把握した上で、校内の協力及び支援体制を構築し、効果的な活動を設定する。

* 参考となる資料（P. 44に掲載）

〔重点8〕 環境教育の推進

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- (1) 環境教育の推進に当たり、環境教育について主として担当する分掌を位置付けるなどして指導体制を整備するとともに、全教職員が環境保全の必要性を認識し環境教育への取組についての共通理解を図り、協力体制づくりを行う。
- (2) 環境教育を通して身に付けさせたい資質・能力を明確にした全体計画や年間指導計画を立て、これまで実施されている体験活動や各教科等の学習活動を、環境教育の視点から整理する。
- (3) 環境教育の推進に当たっては、各教科等の目標や内容等を教科横断的な視点で捉え、環境に関わる内容を関連付け、効果的で継続的な指導の工夫に努める。

2 地域の環境の実態に即した指導の工夫

- (1) 地域の環境教育資源について、教材としての価値を改めて捉え直し、児童生徒の実態に応じた教材を選択したり開発したり、ICTの活用を図るなど多様な学習活動を構築し、探究的な学習を積極的に取り入れた指導の工夫に努める。
- (2) 具体的な活動や体験を重視するとともに、身近にある環境を様々な視点に立って把握し、地域環境を教材化するなど地域の特性を生かした指導に努める。
- (3) 地域環境を共有する近隣の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等と連携し、調査活動を合同で行ったり、学習成果を発表する場を合同で設定したりするなど、より効果的な指導の工夫に努める。

3 環境に関わる体験活動の充実

- (1) 身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を取り入れるとともに、環境教育のねらいのもとに体験活動の事前・事後指導の充実に努める。
- (2) 児童生徒が環境問題の解決に向けた意識を高め、主体的に行動できるよう、学校と家庭、地域社会とが相互に連携を図りながら学びや体験の充実に努める。

* 参考となる資料

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| ・環境教育・E S Dの推進 | 令和4年9月 環境省 |
| ・持続可能な開発のための教育（E S D）推進の手引き | 令和3年5月改訂 文部科学省国際統括官付日本ユネスコ国内委員会 |
| ・環境教育指導資料（中学校編） | 平成28年12月 国立教育政策研究所 |
| ・環境教育指導資料（幼稚園・小学校編） | 平成26年10月 国立教育政策研究所 |
| ・北東北三県共通環境ワークブック | 平成27年7月 青森県・秋田県・岩手県 |
| ・まもろう みんなの地球 わたしたちのふるさと | 平成26年3月 青森県・秋田県・岩手県 |

〔重点9〕 国際化に対応する教育の推進

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- (1) 郷土の自然環境・歴史・伝統・産物等を、児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じ、教材として開発し、それらを活用した指導に努める。その際、国際理解教育を学校全体の教育目標の中に明確に位置付け、各教科等を相互に有機的に結び付けながら、教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。
- (2) 我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点を理解させるとともに、それらを育ててきた国々のよさに体験的に気付かせる指導に努める。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

- (1) 外国語を通じて、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するために、児童生徒の発達の段階及び興味・関心に即した題材を取り上げ、児童生徒が興味をもって言語活動に取り組んだり、外国語で発信したりすることができるよう配慮する。
- (2) 外国語指導助手や外国語に堪能な地域の人材等を活用し、児童生徒が、授業を通して身に付けた知識及び技能を実際のコミュニケーションにおいて活用する機会を繰り返し設定する。
- (3) 小学校中学年では聞くこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）の言語活動を通して、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地となる資質・能力を育成するよう努める。
- (4) 小学校高学年及び中学校では、聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くことの言語活動を通してコミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて自分の考えや思いを表現したり伝え合ったりする資質・能力を育成するよう努める。
- (5) 小・中学校の情報交換の場を設け、それぞれの学校における外国語教育の学習のねらいや指導内容・指導方法等について理解を深め、円滑な接続が行われるよう努める。
- (6) 小学校高学年及び中学校では、5領域のバランスや言語使用の目的や場面、状況及び言語の働きに十分配慮した言語活動を工夫するとともに、ICTを活用し児童生徒のパフォーマンスを的確に評価し、学習到達目標の達成状況を把握できるよう工夫する。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- (1) 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対しては、一人一人の実態を的確に把握し、日本語指導や文化的な背景に応じた生活適応指導を計画的、継続的に行うことができるよう、特別の教育課程を編成したり、関係機関や支援団体と連携したりする。また、進級や卒業に当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意して適切に対応する。
- (2) 児童生徒が異なる文化を理解したり、考え方を広げたりするために、地域に暮らす外国人や外国生活の経験者等との活動の場を設けるなど、地域に根ざした国際交流活動を積極的に推進するよう努める。
- (3) 諸外国の姉妹・友好提携校との交流に当たっては、その目的を明確にし、長期的展望に立って進めるとともに、ICTを活用するなどして、交流の仕方を工夫する。

* 参考となる資料

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| ・外国人児童生徒受入の手引き（改訂版） | 平成31年3月 | 文部科学省 |
| ・“Let’s Try!1,2” “Let’s Try!1,2(指導編)” | 平成30年2月 | 文部科学省 |
| ・小学校外国語活動・外国語 研修ガイドブック | 平成29年6月 | 文部科学省 |
| ・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き | 平成25年3月 | 文部科学省 |
| ・令和5年度全国学力・学習状況調査（報告書） | 令和5年8月 | 国立教育政策研究所 |
| ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 | 令和2年3月 | 国立教育政策研究所 |
| ・英語教育ポータルサイト（「えいごネット」）(http://www.eigo-net.jp/) | | (財)英語教育協議会（ELEC）（文部科学省協力） |
| ・学びの質を高める授業スタンダード実践編 | 令和3年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・学びの質を高める授業スタンダード | 令和2年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・青森県版中学校英単語集～VERSION V～ | 平成30年6月 | 青森県教育委員会 |
| ・外国につながる子どもの教育支援ガイドブック | 令和5年3月 | 弘前大学教育学部多文化リソースルーム |

〔重点10〕 情報化に対応する教育の推進

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- (1) 情報モラルを含む情報活用能力を効果的に育成するために、児童生徒の発達段階や各教科等の学習内容と関連付けた年間指導計画を作成し、系統的・体系的な指導を行う。
- (2) 情報活用能力の育成に当たっては、育成すべき資質・能力の三つの柱（※1）に沿ってバランスよく指導する。
- (3) 教員のICT活用指導力の向上及び情報教育の推進に対する共通理解を深め、全ての教員がICTを身近な道具として活用する教育活動を進めるために、校外での研修に積極的に参加するとともに、その研修内容を校内研修等を通じて伝達する機会を確保する。
- (4) 小学校においては、学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力を身に付けるための学習活動を設定する。
- (5) 中学校においては、小学校段階の基礎の上に、活用する情報や情報手段を生徒に選択させ、より主体的に課題を発見し探究する学習活動を設定する。

※1 情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能（知識及び技能）、複数の情報を結び付けて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力（思考力、判断力、表現力等）、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等（学びに向かう力、人間性等）

2 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

- (1) 児童生徒が自ら進んで学習する自律的な学習者となり、児童生徒自身がICTを適切に活用できるようにするために、“すぐにでも”“どの教科等でも”“誰でも”活用できる環境を整え、日常的に活用するよう努める。
- (2) デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を進めるとともに、学習の様々なデータを可視化することなどにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など指導の改善に努める。
- (3) ICTの活用に当たっては、インターネットやSNSの利用上のルールやマナー、個人情報やプライバシーの保護、知的財産権を尊重するなどの情報モラルや、心身の健康に与える影響等について、留意して指導する。

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- (1) 情報通信ネットワーク等を活用して、家庭や地域社会と情報の共有・交流を図り、学習方法の多様化や効果的な学びの在り方及び学校運営の改善と効率化をねらいとした教育の情報化について、実践的な研究を積み重ねる。
- (2) インターネットの利用やホームページ等の公開に当たっては、各市町の規程等に基づき、学校情報セキュリティポリシーを整備し、ネットワークの管理者を位置付けるなどして、適切に運用する。

4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- (1) 児童生徒の発達段階を考慮し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度について考えさせる学習活動を組織的に実施するとともに、それを指導する教員の指導力向上に努める。
- (2) SNSによるトラブルなどインターネットの危険性について、保護者会や情報モラル教室などの機会を通して家庭への周知を図るとともに、全ての児童生徒が情報モラルを身に付けられるよう、地域社会及び関係機関等とも連携しながら指導の充実に努める。

* 参考となる資料

- ・教育の情報化の推進 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/index.htm)
- ・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き 令和2年度追加版 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm)
- ・教育の情報化に関する手引（追補版）
- ・GIGAスクール構想の実現について
- ・情報モラル教育ポータルサイト
- ・情報モラル学習サイト

文部科学省
令和4年3月 文部科学省

令和3年3月 文部科学省
令和2年6月 文部科学省

・小学校を中心としたプログラミング教育ポータル



〔重点11〕 研修の充実

1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- (1) 指標の趣旨や内容について理解を図り、指標を踏まえた研修を推進する。
- (2) 教員一人一人が自らの成長段階や、職責、経験、適性に応じて指標を活用し、自ら必要な学びを主体的にマネジメントしていくように努める。

2 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

- (1) 学校の教育課題を明らかにし、課題解決に向けて全教職員の共通理解による研修を進めるとともに、同僚性を発揮し、日常的に学び合い、指導力を高め合おうとする環境づくりや校内研修体制の整備・充実に努める。
- (2) 教職員一人一人が自身の役割を自覚し、課題解決に向けて実践するために、日常的な校内研修を充実させるとともに、研修方法の工夫や学び合う機会が醸成されるように努める。

3 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- (1) 学習指導要領の趣旨や内容、各教科等の目標やねらいについて全教職員の共通理解を深める。
- (2) 学習指導要領に示されている「現代的な諸課題」に対応するための資質・能力を、教科横断的な視点で育成できるよう、カリキュラム・マネジメントによる各学校の特色を生かした教育課程を編成・実施する。
- (3) 主体的・対話的で深い学びの視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法等、授業改善するための研究・研修を進めるとともに、実践したことについて評価・検証し、改善に向けて研究を進める。

4 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- (1) 校内研究計画の作成に当たっては、学校評価や各種調査結果等を活用して実態把握に努め、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法、共有方法及び検証方法を明確にするとともに、年間の教育計画との関連を図る。
- (2) 全教職員の共通理解の下、研究内容と日常の授業とを密接に関連付け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と学習評価に努め、研究で得られた成果や課題を日常の実践につなげるようPDC Aサイクルを働かせる。

5 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- (1) 児童生徒や地域社会の実態、学校の伝統等を踏まえて家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動や学校運営を一層工夫するとともに、計画的・継続的な研究を推進する。
- (2) 学校教育に対する保護者や地域の人々の願いを把握し、家庭や地域社会と連携・協働して児童生徒を育てていくために地域人材の活用、地域素材の教材化、カリキュラム開発などにおいて、地域社会の教育力の活用に努める。

* 参考となる資料

- ・研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン 令和4年8月 文部科学省
- ・『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申） 令和4年12月 中央教育審議会
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 令和2年3月 国立教育政策研究所
- ・校内研修シリーズ・研修プランシリーズ 独立行政法人教職員支援機構HP掲載
- ・校長及び教員の資質の向上に関する指標 令和5年2月一部改訂 青森県教育委員会
- ・校内研修活性化のためのツールブック 平成29年3月 青森県総合学校教育センター
- ・校内研修活性化のためのアイデアブック 平成28年3月 青森県総合学校教育センター

〔重点12〕 複式教育の充実

1 指導体制の整備・充実とカリキュラム・マネジメントの確立

- (1) 学校課題に基づいて育みたい資質・能力を明確にし、学校の教育目標の達成に向けて、複式の特性を生かすよう指導体制を確立し、全教員の共通理解の下、児童の指導に当たる。
- (2) 学校の教育目標と各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、教科等横断的な視点で、教育目標達成に必要な教育の内容を組織的に配列する。
- (3) 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用し、合同学習、集合学習、交流学习を取り入れる。また、それらを行う場合は、効果的にICTを活用したり、その目的が達成されるよう打合せを綿密に行ったりして計画的に実施する。
- (4) 家庭や地域社会に積極的に働きかけ、相互に連携して地域ぐるみの教育活動を推進する。

2 少人数や地域社会の特性を生かした教育活動の充実

- (1) 一人一人の特性を的確に把握し、日常の授業改善と学習習慣の確立に努め、きめ細かな指導により、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- (2) 複式学級の学級経営においては、児童相互の関係について表面的な現象だけで判断せず、科学的な諸調査や検査などを加味して注意深く観察し、実態を踏まえて一人一人の個性や能力を伸ばすよう努める。
- (3) 序列化・固定化されがちな人間関係を改善するために、一人一人に責任ある役割をもたせるとともに、協力しながら主体的に活動する場や自己決定する場、児童同士認め合う場を設定する。
- (4) 豊かな体験を通して、児童に自信と意欲をもたせ、社会性や向上心、コミュニケーション能力を育成するとともに、学ぶ喜びと充実感を味わわせる。

3 効果的な学習指導の推進

- (1) 一人一人の学習状況を的確に把握し、実態に即した学習活動が展開できるよう、個に応じた具体的な到達目標を設定するとともに、評価結果の累積・活用に努め、指導と評価の一体化を図る。
- (2) 児童による主体的な学習活動を展開できるように学習環境を整備するとともに、確かな教材研究を通して、身に付けさせたい資質・能力を明確にした学習計画を立てる。また、教材・教具、ICTを活用して児童の主体的な学びを支える。
- (3) 直接指導では、児童が課題を的確につかみ、解決の見通しをもてるような工夫をするとともに、一人一人のつまづきに対応するなど個に応じた指導に努める。
- (4) 間接指導では、自力解決に向けて主体的に学習に取り組む態度が身に付くよう、学習の手順や話し合いの仕方について、繰り返し指導する。
- (5) 直接指導と間接指導を効果的に行うために、「わたり」や「ずらし」がある学習過程やグループ学習、ペア学習、ガイド学習等の多様な学習形態を取り入れる。
- (6) 異学年同内容の指導では、学年ごとのねらいを達成できるように、指導の手立てを工夫し、学年に応じた適切な指導を心がける。

4 研修の充実

- (1) 校内での授業研究等を通して、日常の取組の成果と課題を明らかにしながら、全教員の共通理解の下、実践的な研修を積み重ねる。
- (2) 複式学級を有する学校との連携や各種研修会から得た情報を校内で共有し、自校の実態に基づいて、研修成果を日常の授業実践に生かすよう努める。

* 参考となる資料

| | | | |
|------------|-----------------------------|---------|----------|
| ・指導資料集第40集 | へき地・複式教育ハンドブック（事例編） | 令和4年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・指導資料集第39集 | へき地・複式教育ハンドブック（一般編） | 平成31年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・指導資料集第38集 | へき地・複式教育ハンドブック（社会科・理科・生活科編） | 平成29年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・指導資料集第37集 | へき地・複式教育ハンドブック（国語科編） | 平成27年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・指導資料集第36集 | へき地・複式教育ハンドブック（算数科編） | 平成25年3月 | 青森県教育委員会 |
| ・指導資料集第35集 | へき地・複式教育ハンドブック（授業実践編） | 平成23年3月 | 青森県教育委員会 |

2 指導上の参考資料

〔1〕 学力向上について

1 学習状況調査結果について

(1) 令和5年度教科別通過率の状況（％）

| | 小 学 校 | | | | 中 学 校 | | | | |
|----------|-------|----|----|----|-------|----|----|----|----|
| | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 英語 |
| 県全体の通過率 | 64 | 63 | 58 | 62 | 58 | 46 | 42 | 44 | 50 |
| 西北管内の通過率 | 63 | 63 | 56 | 61 | 56 | 42 | 42 | 41 | 50 |
| 五所川原市 | 60 | 60 | 54 | 59 | 56 | 41 | 42 | 40 | 50 |
| つがる市 | 69 | 69 | 62 | 68 | 58 | 40 | 37 | 38 | 53 |
| 西・北郡 | 63 | 63 | 54 | 59 | 56 | 45 | 44 | 43 | 47 |

(2) 西北管内の通過率と県全体の通過率との差

| | 小 学 校 | | | | 中 学 校 | | | | |
|-------|---------------------------|----|----|----|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 英語 |
| 令和元年度 | △ 2 | 1 | 1 | 2 | △ 1 | 0 | △ 2 | △ 1 | 2 |
| 令和2年度 | 学習に関する意識や実態の調査（質問紙調査）のみ実施 | | | | | | | | |
| 令和3年度 | △ 2 | 3 | 2 | 3 | △ 3 | △ 1 | △ 1 | 0 | △ 2 |
| 令和4年度 | 0 | 2 | 2 | 1 | △ 2 | △ 1 | 0 | △ 1 | △ 3 |
| 令和5年度 | △ 1 | 0 | 2 | 1 | △ 2 | △ 4 | 0 | △ 3 | 0 |

(3) 調査結果の活用について

令和5年度学習状況調査実施報告書や各学校で実施する学力検査等の結果を参考にし、自校の児童生徒の学力や学習状況等の課題を明らかにするとともに、校内研修等を通して指導方法等の工夫改善に継続して取り組むことが大切です。

県学習状況調査の結果から、今後、知識及び技能の育成においては、有用な情報や条件に着目してそれを適切に使う力、文脈を捉えて文章や情報を正確に読み取る力、学習内容を関連付けて一般化する力、自分の考えや他者の考えなどを検討・改善して問題を解決する力などを身に付けさせるための指導の改善を図る必要があります。また、思考力、判断力、表現力等の育成においては、目的に応じて複数の情報の共通点等を明らかにし、組み合わせたり関連付けたりして、整理・分析し、自分の考えをまとめ、説明する力、学習内容を日常の事象と関連付けて、考えたり、判断したりする力などを身に付けさせるためのより一層の指導の改善を図る必要があります。

2 授業改善について

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ア 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

授業を設計するに当たっては、まず児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にします。1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と授業者が教える場面をどのように組み立てるかを考え、主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。その上で、1単位時間で各段階(導入、展開、終末)の学習活動を確実に実施できるよう、導入をコンパクトにするなど授業設計を工夫する必要があります。

そして、授業における教師は、発問や説明は最小限に留め、児童生徒の発言を最大限に引き出し生かすなど、児童生徒の興味・関心を生かした主体的な学習を展開する工夫が求められます。さらに、一斉授業においても、集団の中での個人に着目した指導や、児童生徒同士の学び合い、多様な他者ととともに問題の発見や解決に挑む授業展開などの視点から授業改善を図っていくことが重要です。

また、学習の過程や成果を的確に捉え、教師の指導改善や児童生徒の学習改善につながる学習評価を工夫する必要があります。

イ ICTの効果的な活用

授業の中でICTを効果的に活用し、指導方法の改善を図りながら、児童生徒の学力向上につなげていくことが重要です。一斉授業においては単に活用するのではなく、活用の場面やタイミング、児童生徒の実態に応じた題材や素材を吟味して選ぶなど、活用する上での創意工夫が必要です。個別学習においては、デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。また、協働学習においては、タブレットPCや電子黒板等を活用し、発表や話し合い、協働での意見整理、グループでの分担・協働による作品の制作など、こども同士による意見交換、発表などお互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力等を育成することが可能となります。

(2) 学習場面における指導のポイント

授業での学習場面における主体的・対話的で深い学びの実現のための指導のポイントを以下に示しています。授業づくりの参考として、「学びの質を高める授業スタンダード」を有効活用してください。

学びの質を高める授業スタンダード

単元や題材のまとまりの中で、目指す資質・能力を明確にした授業づくりを行うことが大切です。

1 導入の場面（課題把握）

◆こどもの問いや思い・願いを引き出し、課題意識をもたせる過程

(1) 教材提示

【「問い」や「思い・願い」を引き出すために】

- ・具体物の提示（写真、図、動画、絵、複数の資料の比較 など）
- ・既習事項の確認等（ノート、ワークシート、掲示物 など）
- ・実演等（教師による実験、こども自身が試す活動 など）
- ・対話（生活経験や既習事項の想起 など）

(2) 課題の把握

【「何を学習するか」「何ができればよいか」を明確にするために】

- ・こどもの気づきや発言などをつないで焦点化し、課題(めあて)を設定する。

課題の条件

- ・こどもの実態に即している
- ・こどもにとって身近で分かりやすい
- ・学習への興味・関心を高めることができる
- ・適度な難易度で解決の見通しをもてる
- ・多様な考え方や解決法などを引き出すことができる
- ・こどもにとって、追究・解決する価値がある

2 展開の場面（追究・解決）

◆こども一人一人の学びを見取って適切に支援し、課題の解決につなげる過程

(1) 計画・方向付け・見通し

【追究・解決への手掛かりを見付けさせるために】

- ・課題と生活経験や既習事項を関連付けて「何をどのように追究・解決するのか」の見通しをもたせる。
- ・結果の見通しをもたせる。（答えの予想、仮説を立てる など）
- ・方法の見通しをもたせる。（既習事項の活用、解決の順序 など）

(2) 個での追究・解決

【自分の思いや考えをもてるようにするために】

- ・子どもが「何をどのように考えているのか」を見取り、個に応じた支援をする。
- ・模範例、他の作品を紹介し、追究・解決の手立てとする。
- ・机間指導をし、その後の展開を構想する。(誰の思いや考えをどのような順序で取り上げるか)

(3) ペアやグループ、学級全体での話合い

【思いや考えを広げ深めることができるようにするために】

- ・友達との交流を通して、個々の考えを共有させる。
- ・思考過程を可視化し、捉えやすくする。(チョークの色、囲み、矢印 など)
- ・子どもたちの考えを基に話合いをコーディネートし、ねらいに迫る。
(話合いの論点の明確化、こどもの考えを引き出しつなげる支援、考えを深めるための問いや揺さぶりなどの働きかけ)

3 終末の場面(課題の解決・振り返り)

◆子ども一人一人に振り返りを促し、新たな学びにつなげる過程

(1) まとめと振り返り

【「何を学習したか」「何ができるようになったか」を明確にするために】

- ・「何を学習したか」をまとめる。
- ・自分でまとめる時間を確保する。
- ・課題とまとめの整合性をとる。
- ・学習した知識・技能を活用する場を設定する。
- ・学習内容に関連した日常生活の事例を紹介する。
- ・「どのように学習してきたか」を振り返る。
(板書やノート、タブレットPCを基にした確認、ペアやグループでの話合い、自己評価や相互評価の活用 など)

(2) 新たな学び

【学び続ける態度を育てるために】

- ・次時につなげる気付きや疑問、新たな問いや思い、願いをもたせ新たな学びへつなげる。
- ・学習したことを活用できる身近な地域社会の事象や事例を紹介し、学び続ける興味・関心を高める。

* 参考となる資料

- ・学びの質を高める授業スタンダード実践編
- ・学びの質を高める授業スタンダード

令和3年3月 青森県教育委員会

令和2年3月 青森県教育委員会

〔2〕 生徒指導の一層の充実のために ～「生徒指導提要」より～

1 生徒指導の意義

(1) 生徒指導の定義と目的

ア 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことです。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行います。

イ 生徒指導の目的

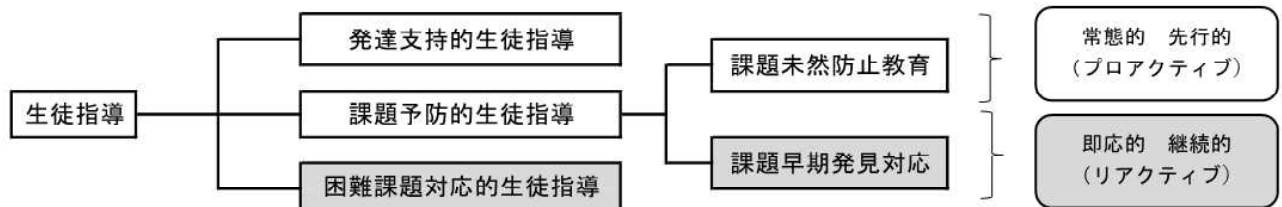
生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とします。

(2) 生徒指導の実践上の視点

生徒指導においては、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」に留意し、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。

2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができます。生徒指導の分類を示すと、下図のようになります。



(1) 発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

(2) 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等を、SC等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践することが重要です。

(3) 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。特に、早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SCやSSWを交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見い出して、指導・援助につなげます。

(4) 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW等）だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行います。

3 生徒指導の方法

(1) 児童生徒理解

ア 児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。

- ・学級担任の日頃のきめ細かい観察
- ・学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解

- ・養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解
 - ・生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解
- イ 的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員が互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要があります。

(2) 集団指導と個別指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。指導においては、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切です。

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念があります。授業など集団で一斉に活動をしている場合に、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられます。また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合もあります。

(3) ガイダンスとカウンセリング

小1プロブレムや中1ギャップのような生徒指導上の課題に対しては、教職員が児童生徒や学級の実態に応じて、ガイダンスという観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行います。また、カウンセリングという観点からは、児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行います。

(4) チーム支援による組織的対応

生徒指導上の課題に取り組んでいる児童生徒一人一人に対して、保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応的生徒指導を行います。

チーム支援のプロセスは、①チーム支援の判断とアセスメントの実施、②課題の明確化と目標の共有、③チーム支援計画の作成、④支援チームによる実践、⑤点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続と捉えることができます。

4 チーム学校による生徒指導体制

(1) 学年・校務分掌を横断する生徒指導体制

ア 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

児童生徒が身に付けるべき基本的な生活習慣を含めて、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせることが必要です。各学校においては「生徒指導基本指針」あるいは「生徒指導マニュアル」等を作成し、教職員によって目標が異なるバラバラの実践が行われることを防止します。

イ 全ての教職員による共通理解・共通実践

学校の教育目標として「児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標の下で、全ての教職員が、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。

ウ PDCAサイクルに基づく運営

生徒指導体制の下で進められている取組が児童生徒にとって効果的なものとなっているかどうか、定期的に点検し、振り返りに基づいて取組を更新し続けることが重要です。児童生徒や保護者、教職員の声（例えば、アンケートの回答データ等）を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが求められます。

(2) 年間指導計画

生徒指導を全校体制で推進していくためには、指導計画の整備と改善が重要な鍵となります。特に、児童生徒に関わる様々な事故や問題行動を未然に防止して、発達を支える生徒指導を実現していくには、適正な年間指導計画を作成することが求められます。

計画が実効的な機能を果たすためには、全ての学校で計画の重要な柱となる、児童生徒を支え、指導・援助する「時期」と「内容」を明確に記す必要があります。また、年間指導計画の作成を通して、教育課程との関わりを具体的に明らかにしていくことも求められます。

* 参考となる資料

- ・生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省

〔3〕 いじめへの対応について

文部科学省では、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。これを受けて、青森県教育委員会では、平成29年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定しました。

各学校においては、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかを、学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直しを図ります。その上で、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時にホームページへの掲載その他の方法により必ず説明します。また、「早期発見・事案対処のマニュアル」と「学校いじめ防止プログラム」も合わせて整備します。

1 いじめ防止対策推進法に定める組織（◎は必置）

| | | |
|---------|----------------------|---|
| 地方公共団体 | いじめ問題対策連絡協議会 | 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（第14条①） |
| | 教育委員会の附属機関* | 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（第14条③） ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。 |
| 学校 | いじめの防止等の対策のための組織（◎） | 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第22条） |
| 重大事態発生時 | 学校又は学校の設置者の置く調査組織（◎） | 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第28条①） 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
| | 附属機関 公立：地方公共団体の長 | 報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（第30条②） ※「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる。 |

* 重大事態が発生した場合に、公平性・中立性に十分配慮した組織が調査主体となって（いわゆる第三者委員会の形式で）速やかに調査を開始することを可能にするためには第三者委員会となり得る教育委員会の附属機関をあらかじめ条例により設置しておくことが望ましい。

2 学校におけるいじめへの対応のポイント

(1) いじめの防止

ア いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

全ての児童生徒が、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つよう、人権教育や市民性教育を通じた働きかけを行います。また、児童生徒にとって「安全で安心な学校づくり・学級づくり」に全教職員で取り組むことも重要です。

イ いじめの未然防止教育

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて教職員全員の共通理解を図るとともに、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高めたり、思いやりの心を育んだりするなどいじめに向かわない態度・能力の育成に努めます。また、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、いじめの防止活動が年間を通じて計画的に行われるために「学校いじめ防止プログラム」に基づいた取組を推進します。その際、「SOSの出し方に関する教育」についても年間計画の中に位置付けるなど、指導の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる傾向が見られます。最近では、SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

イ いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい教育相談体制を整えます。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効です。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。児童生徒や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。発見・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告します。その後は、当該組織が中心となり速やかに対応します。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡します。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。

イ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際は、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。保護者には、家庭訪問等によりその日のうちに事実関係を伝えます。その際、当該児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童生徒の安全を確保します。

ウ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。保護者には事実関係を迅速に連絡し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分事の問題として捉えさせ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。その際、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。また、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めます。ネット上のいじめは大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図り、保護者にもこれらについての理解を求めていくことが必要です。

(4) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。以下に示す2つの条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要があります。

ア いじめに係る行為が止んでいること

※ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害状況については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対応

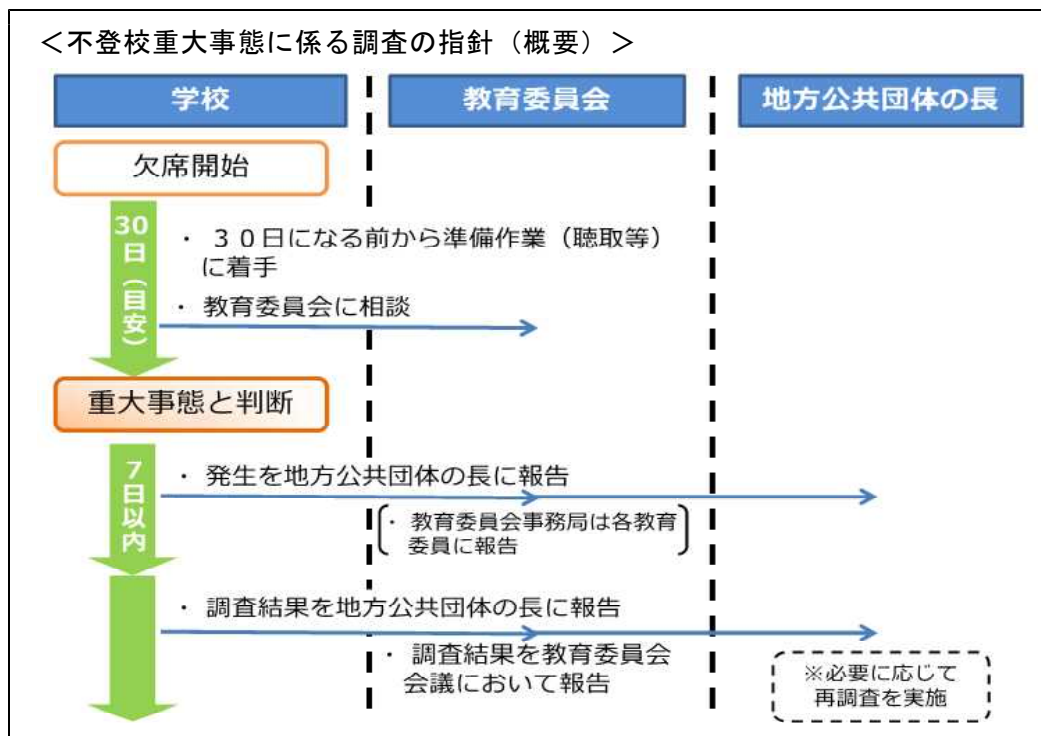
重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。なお、被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。また、「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）（令和5年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）」に基づく様式を提出し、県教育委員会を通して国への報告を行います。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。児童生徒が自殺を企図した場合や心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合がそれにあたります。

(2) 不登校重大事態

いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。相当期間とは、年間30日を目安としますが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査に着手します。（下図参照）



「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月／文部科学省）」より引用

* 参考となる資料

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- 文部科学省「いじめの問題に対する施策」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm）
 - 「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について（事務連絡） 令和5年7月 文部科学省
 - いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼） 令和5年3月 文部科学省
 - いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年3月 文部科学省
 - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省
 - 不登校登校重大事態に係る調査の指針 平成28年3月 文部科学省
- 生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省
- いじめ対応の手引き 平成31年3月 青森県教育委員会
- 青森県いじめ防止基本方針 平成29年10月 青森県教育委員会

〔4〕 不登校への対応について

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要があります。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。加えて、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要です。

1 不登校の未然防止につながる発達支持的生徒指導

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせない「魅力ある学校づくり・学級づくり」を進めることです。そのためには、日々の授業や行事等の工夫・改善により、学級や学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしていくこと（居場所づくり）、全ての児童生徒が活躍できる場面を実現していくこと（絆づくりのための場づくり）が必要です。

2 不登校対策としての課題未然防止教育

【SOSを出すことの大切さ】

悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える児童生徒も見られます。悩みをもつことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行うことも有効です。

- ① 児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育を行う。
- ② 児童生徒を対象とした心身の健康の保持増進に関する教育を行う。
- ③ 保護者を対象とした親子関係や思春期の心理等について学ぶ学習会を行う。

【教職員の相談力向上のための取組】

児童生徒が発するSOSを受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革を目指すことが求められます。

- ④ 児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールを活用する。
- ⑤ 不登校の背景要因や具体的な関わりについて話し合うコンサルテーションを行う。

3 不登校対策における課題早期発見対応

不登校の予兆として、児童生徒の欠席日数が徐々に増えていくケースがあります。長期欠席の基準となる欠席日数が30日を超えるまでには、少なくとも1ヶ月半の猶予があります。初期の段階で状況に応じて、以下のような働きかけを適切に行うことが大切です。

| | |
|-----------------|--|
| 病気等で欠席 | ⑥ 児童生徒の状態の把握や保護者との情報共有のため、電話連絡をする。 |
| 3日間連続の欠席 | ⑦ 家庭訪問し、当該児童生徒への温かい声かけや、保護者への家庭での様子の聞き取りをする。 ⑧ 登校後、休み時間や放課後などを中心に個別の相談を行う。 |
| 1ヶ月内に5日間の欠席 | ⑨ いじめや家庭内暴力、児童虐待等の可能性もあることを視野に校内支援会議を立ち上げ、学校における具体的な支援の仕方を定める。 ⑩ 教育委員会へ一報を入れる。 |
| 同じ学期内に10日を超える欠席 | ⑪ 「児童生徒理解・支援シート」を作成し、必要に応じて外部機関も加えたケース会議を開催する。 ⑫ 児童生徒の欠席が増えて不安や焦りを感じている保護者との面談やカウンセリング等を通じた支援を行う。 |

4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導

【校内支援体制の構築】

不登校児童生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要です。支援の際には、不登校のきっかけや要因、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めて継続的に把握する必要があります。

- ⑬ 学校は、当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・支援シート」等を活用した支援を行う。
- ⑭ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、個別のケース会議等の組織的な支援を行う。

- ⑮ 教員やスクールカウンセラー、関係機関が連携した校内における教育相談体制の充実を図る。
- ⑯ 不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていくように指導上の工夫をする。
- ⑰ 当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭訪問による支援を行う。

【教育機会の確保】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）を踏まえ、児童生徒の社会的自立を目指す観点から、以下のような取組や配慮が必要です。

- ⑱ 教育支援センター（適応指導教室）等を活用し、多様な教育機会を確保する。
 - ⑲ 保健室、相談室及び学校図書館等を活用し、安心して学校生活を送ることができるように支援する。
 - ⑳ 多様な進路を実現するための情報提供を行う。
- *①～⑳は不登校の未然防止や対応への具体的な取組

5 スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用について

(1) SCの職務

SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、こどもの貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障がいのある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行います。

【具体的な活用場面の例】

*（ ）内の丸数字は上記2～4で述べた不登校への具体的な取組

- 児童生徒に対する支援
授業の実施（①、②）、児童生徒との面談やカウンセリング（⑧）
※SCとの全員面談も、リレーションづくりや不登校・問題行動等の早期発見に有効
- 保護者に対する支援
保護者向けの講話（③）、保護者との面談やカウンセリング（⑫）
- 教職員に対する支援
指導アイデアの提供（①、②）、教職員向けの研修（④、⑤）、ケース会議への参加（⑭）

(2) SSWの職務

社会の急激な変化に伴って児童生徒が抱える課題が多様化している状況において、県教育委員会では、問題を抱える児童生徒が置かれた環境に働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的知識及び技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置しています。関係機関等とのネットワーク構築や、学校内におけるチーム体制の構築、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。

【具体的な活用場面の例】

- 保護者との関係づくり
「遅刻や欠席が多くなり、保護者との連絡がとりにくくなった。」
- 関係機関等とのネットワークづくり
「家庭環境に問題があり、学校だけで解決するのが難しい。」
「児童相談所や福祉部局と連携して、問題の改善・解決につなげたい。」
- 学校内で組織的に対応できる支援体制づくり
「対応を担当や学年任せにせず、全教職員で役割を分担し支援の充実を図りたい。」
- 保護者、教職員等に対する情報提供
「発達障害の疑いがあるが、だれに・どこに相談したらよいか分からない。」
- 教職員への研修活動
「ケース会議の進め方について、共通理解を図りたい。」

*** 参考となる資料**

| | | |
|---|----------|-----------|
| ・不登校・いじめ緊急対策パッケージ | 令和5年10月 | 文部科学省 |
| ・教育機会確保法パンフレット | 令和5年10月 | 文部科学省 |
| ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」 | 令和5年3月 | 文部科学省 |
| ・生徒指導提要 | 令和4年12月 | 文部科学省 |
| ・「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知） | 令和4年6月 | 文部科学省 |
| ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知） | 令和元年10月 | 文部科学省 |
| ・小学校（中学校）学習指導要領（総則編）解説 | 平成29年7月 | 文部科学省 |
| ・生徒指導リーフ（Leaf 2, 5, 14） | 平成27年12月 | 国立教育政策研究所 |

〔5〕 児童虐待への対応について

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっています。平成30年には、関係閣僚会議において『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定されました。これを受けて、文部科学省では、内閣府、厚生労働省と連名で児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを次のとおり定めました。

- ・学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。
- ・保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること。
- ・要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

また、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立（令和2年4月施行）し、親権者等による体罰禁止が法定化されました。

上記を基に、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むための具体的な対応方法等については次のとおりです（本文中の「児童」及び「こども」等は、児童福祉法及び児童虐待の防止に関する法律上の児童の定義「18歳未満の者」を指します）。

1 虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、いくつかのタイプの虐待が複合していることもあるため注意が必要です。また、ヤングケアラーも放置すれば児童虐待の影響と同様の課題を生じさせる可能性があるため、支援が必要とされます。

【虐待の種類】

| | |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（けがの有無とは別に、暴行の可能性の有無で判断する） |
| 性的虐待 | 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（児童ポルノの被写体にすることなども含む） |
| ネグレクト | 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。 |
| 心理的虐待 | 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（兄弟姉妹間での不当なまでの差別、配偶者に対する暴力や暴言（DV）を目撃することなど） |

2 学校、教職員等の対応について

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努める（図1参照）とともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが義務付けられています。そして、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応や方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。

(1) 重篤な虐待が疑われる場合

虐待は児童の心身の成長に深刻な影響を及ぼし、場合によっては生命に関わることもあるため、以下のア～エに該当するような重篤な虐待が疑われる場合は、速やかに児童相談所に通告しなければなりません。

- ア 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど等）があり、身体的虐待が疑われる場合
- イ 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）があると疑われる場合
- ウ 性的虐待が疑われる場合
- エ こどもが帰りたくないと言った場合（こども自身が保護・救済を求めている場合）

通告された保護者が学校に対して「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに」などと言ってくることも考えられますが、その場合は、学校には法的な通告義務があることや虐待の有無

などの調査は児童相談所が行うことを明確に伝えます。

なお、通告後、児童相談所で児童の安全確保が必要と判断した場合には、その児童を一時保護します。

【一時保護について】

(ア) 一時保護の目的

児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、こどもを一時保護所に保護し、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができる。

(イ) 一時保護の強行性

こどもの安全確保のため必要と認められる場合には、こどもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。なお、こどもが保護を求めているにも関わらず、保護者が保護を拒否するなど、保護者の同意が得られない場合も同様である。これは、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであること等から認められているものである。

(一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされている)

(ウ) 一時保護の解除

一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村こども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。

「一時保護ガイドライン（令和4年12月改訂版／厚生労働省）」より引用

(2) 虐待が疑われる場合

前述の「(1) 重篤な虐待が疑われる場合」以外の虐待については、市町村（虐待対応担当課）に通告します。通告後、市町村で虐待対応したケースは、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で進行管理されます。

【要保護児童対策地域協議会（要対協）について】

要対協は、虐待を受けた児童等に対し関係機関が連携を図りながら対応することを目的に法的に位置付けられた組織です。

要対協の業務は、虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

【西北管内の要対協】

| 市 町 名 | 要対協の名称 | 事 務 局 | 電話番号(代表) |
|-------|--------------|-----------------------|--------------|
| 五所川原市 | 子どもの幸せ推進協議会 | 市役所福祉部子育て支援課子ども家庭センター | 0173-35-2111 |
| つがる市 | 子どもの幸せ推進協議会 | 市役所健康福祉部子育て健康課 | 0173-42-2111 |
| 鱒ヶ沢町 | 要保護児童対策地域協議会 | 町役場ほけん福祉課 | 0173-72-2111 |
| 深 浦 町 | 要保護児童対策地域協議会 | 町健康推進課 | 0173-82-0288 |
| 板 柳 町 | 虐待等対策連絡協議会 | 町役場介護福祉課 | 0172-73-2111 |
| 鶴 田 町 | 要保護児童対策地域協議会 | 町役場健康保険課 | 0173-22-2111 |
| 中 泊 町 | 要保護児童対策地域協議会 | 町役場福祉課 | 0173-57-2111 |

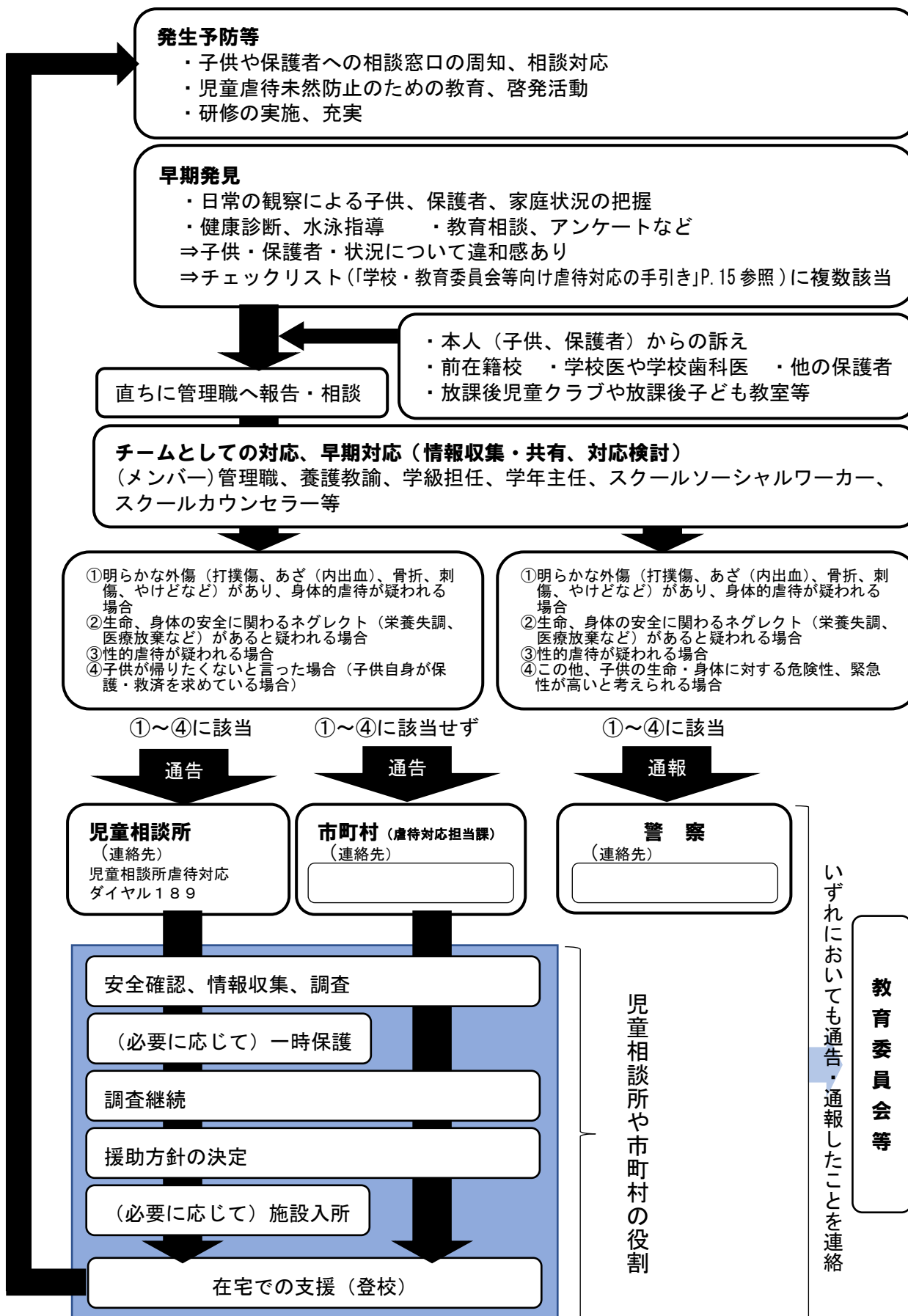
(3) 虐待が疑われる児童・生徒の記録について

外傷（打撲傷、あざ、骨折、刺傷、やけどなど）がある場合、学級担任や養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録します。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言内容も含めて、具体的に記録します。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要です。

* 参考となる資料

- ・一時保護ガイドライン 令和4年12月改訂版 厚生労働省
- ・「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」 令和5年10月改訂版 文部科学省
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 令和2年6月改訂版 文部科学省

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～



〔6〕 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応

1 はじめに

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（令和4年12月文部科学省）では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、約8.8%の割合で通常の学級に在籍していると推定されました。また、平成25年の学校教育法施行令改正による就学先決定の仕組みの見直し等により、特別支援学校への就学相当である学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する一部の児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら通常の学級等で学んでいる実態があります。

これらのことを踏まえ、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム（※）の理念の更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒へのより効果的な支援施策の在り方について、校内支援体制の一層の充実を図ることが求められています。

※ インクルーシブ教育システムとは、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、どの場であっても障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ環境を整えるものです。

2 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

- (1) 校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導の担当教師等を中心とする校内の支援体制を構築し、通常の学級担任等を支えることができるよう、校内支援体制の更なる充実を図ります。
- (2) どの学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検します。
- (3) 障がいのある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童生徒に対しわかりやすい授業づくりを進め、多様性を尊重した学級経営を行います。
- (4) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、授業の工夫や合理的配慮の提供を行います。

3 教育的支援を必要とする児童生徒の把握及び状況の共有と対応策の検討

- (1) 校内委員会において学級担任等の気づきを積極的に吸い上げるなど、幅広く学校全体で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の把握及び状況の共有を図ります。
- (2) 校内委員会において支援策等を検討する際は、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、必要とする支援を把握し対応策を検討します。
- (3) 学びの場を検討する際は、まずは通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行った上で、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討します。さらには、特別支援教育巡回相談員制度や、特別支援学校のセンター的機能の活用、外部の専門家との連携など、通常の学級の中でできうる方策を十分に検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を、段階的に検討します。
- (4) 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場は、子どもの発達程度、適応の状況や取り巻く環境等を勘案しながら変更ができることを、全ての関係者で共通理解します。

4 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

- (1) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を充実させるため、これらの児童生徒が通級による指導の対象となっていない場合であっても個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用するよう努めます。
- (2) 個別の教育支援計画は、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを踏まえ、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した支援を行うことを目的として家庭や関係機関と連携を図りながら作成します。また、本人や保護者の同意を得た上で、進学先・就労先等に適切に引き継ぐよう努めます。
- (3) 個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うため、多様な学びの場で編成されている教育課程を具体化し、指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして作成します。
- (4) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する際は、「個別の教育支援計画の参考様式」（令和3年6月 文部科学省）及び「青森県教育支援ファイル作成の手引き改訂版」（平成30年3月 青森県教育委員会）の様式例等を参考にします。

5 特別支援教育に関わる関係機関との連携

- (1) 必要な時に支援を得るため、特別支援学校、児童福祉施設、保健所、医療機関、就労施設等の関係機関の情報を把握しておくとともに、これらの情報を活用して関係機関に教師が相談しやすい体制を構築します。
- (2) 日頃から学校のこと（教育課程や学習指導要領に定められた目標・内容等）をよく理解してもらうなど、恒常的に助言や支援を得られるよう、関係機関と学校との双方向で定期的なケース会議を開くなど連携を強化します。

* 参考となる資料

| | |
|--|------------------|
| ・生徒指導提要 | 令和4年12月 文部科学省 |
| ・障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ | 令和3年6月 文部科学省 |
| ・個別の教育支援計画の参考様式 | 令和3年6月 文部科学省 |
| ・交流及び共同学習ガイド | 平成31年3月 文部科学省 |
| ・インクルーシブ教育システム構築支援データベース (https://inclusive.nise.go.jp) | 国立特別支援教育総合研究所 |
| ・発達障害教育情報センターHP (https://cpedd.nise.go.jp/) | 国立特別支援教育総合研究所 |
| ・特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック | 令和4年3月 青森県教育委員会 |
| ・特別な教育的ニーズのある生徒の中学校から高等学校への支援の引継ぎのために | 平成31年1月 青森県教育委員会 |
| ・青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き改訂版 | 平成30年3月 青森県教育委員会 |
| ・障害のある子どもの就学事務について～基本的な考え方と関係様式の作成～ | 平成26年3月 青森県教育委員会 |
| ・青森県特別支援教育情報サイト (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyouiku/e-gakkyo/tokushi_shiryuu.html) | 青森県教育庁学校教育課 |

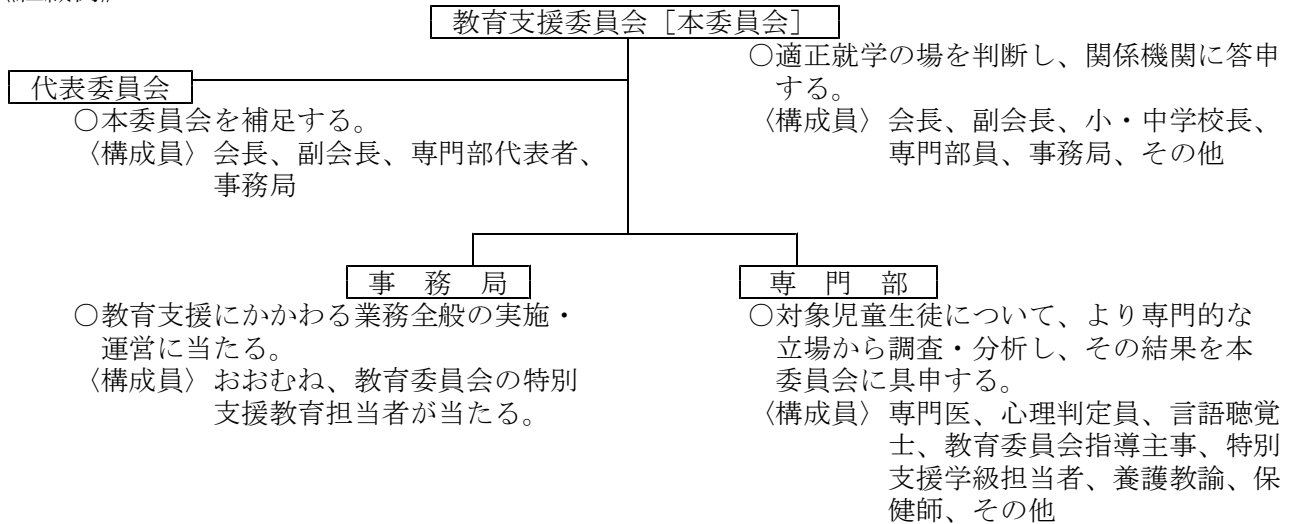
3 教育支援委員会について

管内の各教育委員会では、教育支援委員会が設置され、障がいのある児童生徒の適正就学のための支援及び指導が行われている。

適正就学及び一貫した支援について、関係機関との連携・協力を密にし、一層の充実に努める。

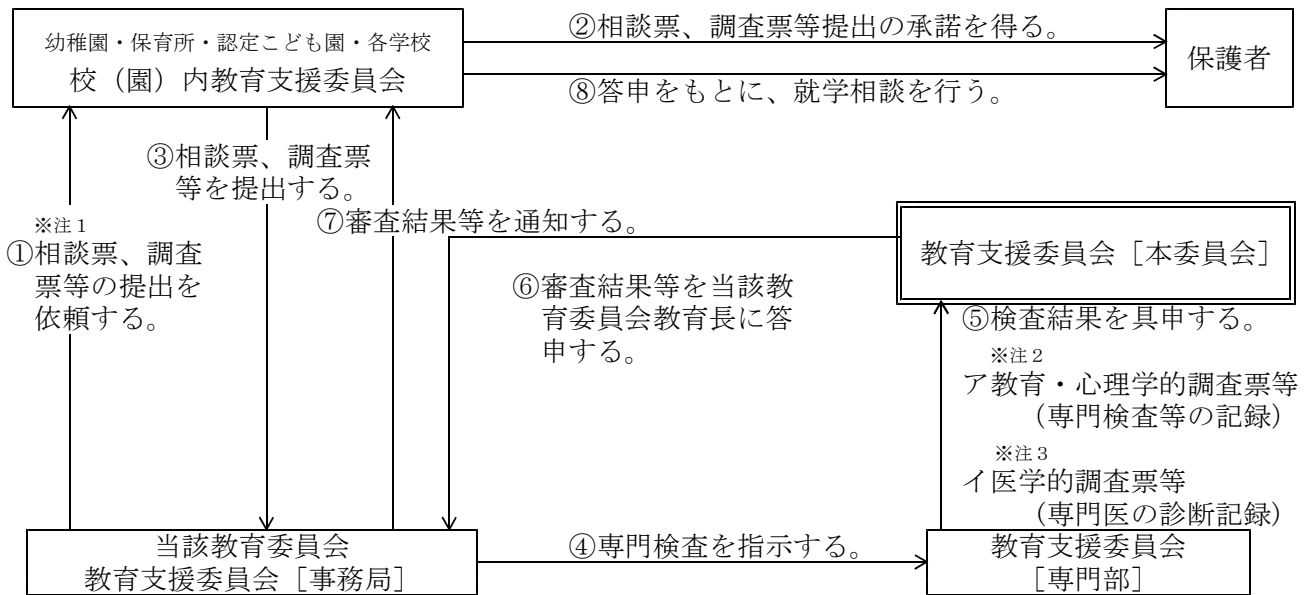
1 組織及び構成員

《組織例》



2 適正就学への作業手順

《手順例》



※注1、※注2、※注3は、それぞれ以前のA票、B票、C票に相当する。

《留意点》

- 適性診断に必要な時間を十分確保するため、活動をできるだけ早期に開始する。
- 学校から教育支援委員会 [事務局] への就学相談票等の提出に当たっては、保護者との話し合いを十分に行い、承諾を得る。
- 専門部の検査においては、標準化された諸検査（知能検査、発達検査、社会生活能力検査等）を厳密に行うとともに、成育歴及び現在の心身の状態、行動、家庭環境等について調査、観察を十分に行い、多角的な情報を収集する。
- 教育支援委員会 [本委員会] の総合判断は、上記の情報をもとに総合的見地から慎重に行う。
（就学に関する当該教育委員会の判断と保護者の意見が異なる場合には、青森県教育委員会が設置した教育支援委員会に助言を求めることができる。）

※ 「障害のある子どもの就学事務について（平成26年3月青森県教育庁学校教育課特別支援教育推進室）」を参照してください。

《就学指導に関する教育相談機関》

下記の各相談機関では、乳幼児及び児童生徒の成長や発達、養育、就学、進路等について、保護者やこどもに関わる方々の様々な不安や疑問に対し、随時、相談の窓口を開いています。

- 青森県教育委員会では、専門の教育関係者が相談員となって、「地区就学相談・教育相談会」を実施しています。相談員と個別に相談することができますので、保護者や幼稚園、保育所、認定こども園をはじめ、小・中学校の教員も利用してください。

1日目 五所川原市立南小学校 令和6年7月26日(金)

2日目 つがる市立向陽小学校 令和6年7月30日(火)

- 県立森田養護学校では、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午後3時30分～午後4時15分） TEL 0173-26-2610

- 青森県総合学校教育センター特別支援教育課においても、教育相談を実施しています。

時間：月曜日～金曜日（午前9時～午後5時） TEL 017-764-1991

- 五所川原市教育委員会、つがる市教育委員会では、下記の特別支援学級及び通級指導教室を設置し、教育相談に応じています。

* 五所川原小学校 病弱学級 TEL 0173-35-2767

（長期入院している児童のために、つがる総合病院内に設置しています。）

* 向陽小学校 通級指導教室（ことばの教室） TEL 0173-42-2063

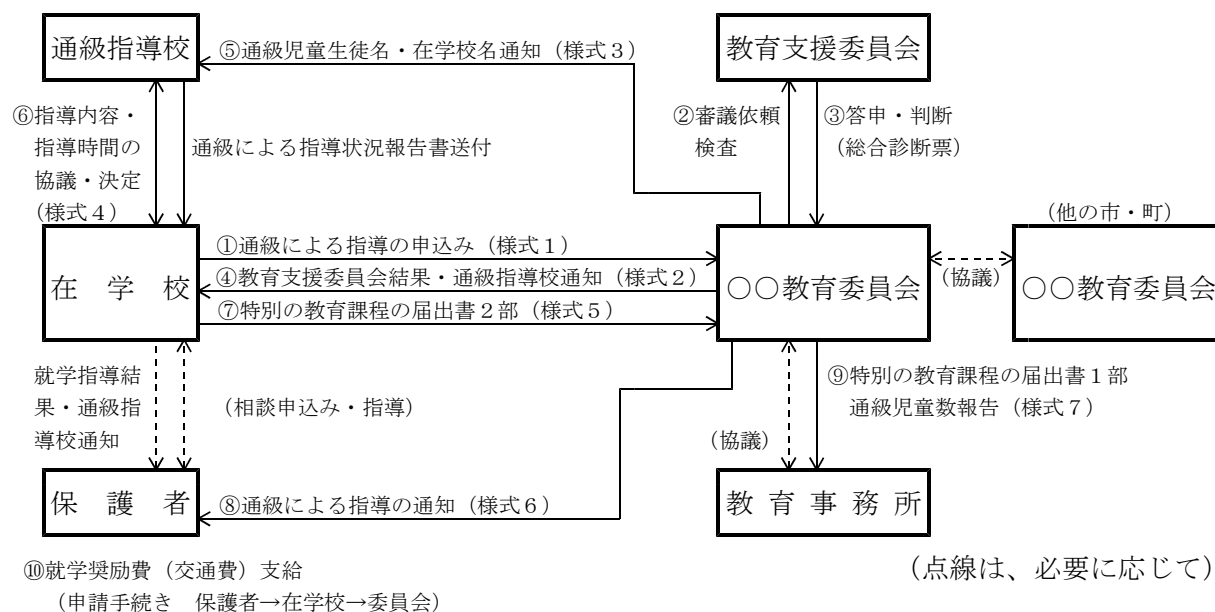
* 中央小学校 通級指導教室（まなびの教室） TEL 0173-34-4047

* 木造中学校 通級指導教室 TEL 0173-42-3250

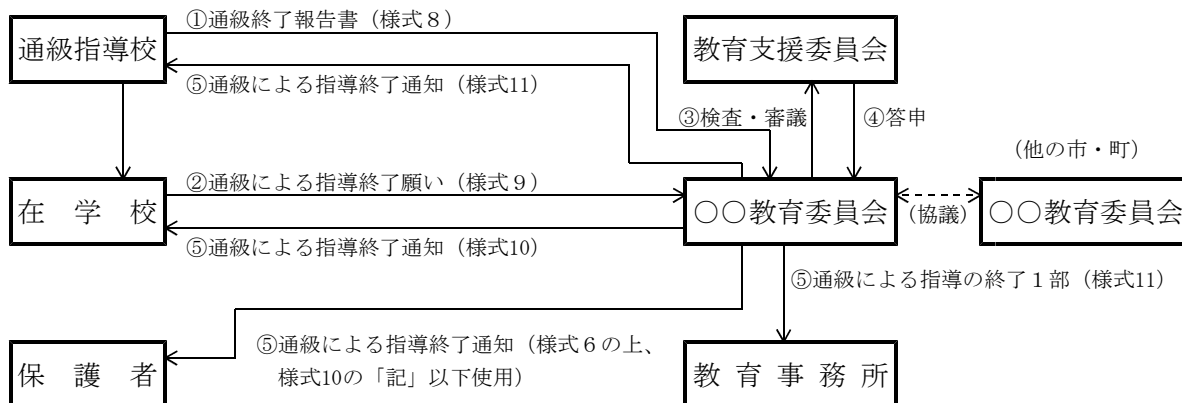
《通級による指導の手順》

※利用される場合は、当該児童の在籍する学校の教育委員会へお問い合わせください。（P.84参照）

1 通級による指導開始（申込み）経路



2 通級による指導終了経路



※ 様式については、「通級による指導の手引き（平成12年4月青森県教育委員会）」を参照してください。「通級による指導の手引き」がない場合は、教育事務所担当まで御相談ください。

4 各種手続き等

〔1〕 学校訪問について

1 基本方針

県教育委員会、西北教育事務所の学校教育指導の方針と重点を踏まえ、管内小・中学校の現状と教育課題を把握するとともに、その解明のために指導・助言を行い、教育水準の向上に資する。

2 訪問の実際

訪問は、次のように実施する。ただし、五所川原市教育委員会及びつがる市教育委員会管内の学校訪問については、それぞれの教育委員会が別に定める。

○ 前期計画訪問

(1) 目的

- ア 学校運営、教育課程の管理等にかかわる現状把握と課題解決について指導・助言する。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。
- ウ 「学校教育指導の方針と重点」に基づき、特に推進すべき事項等について周知する。

(2) 時期・回数

- ア 6月から7月中旬までを原則とする。
- イ 1校につき年1回実施する。

(3) 日程

- ア 午前又は午後の半日日程とし、日程の詳細については、各校の実情に応じて適宜編成する。
- イ 午前日程の開始時刻は9時以降、午後日程の開始時刻は13時30分以降とする。

(4) 内容

- ア 校長等との話合い（45分程度）
 - ・学校の教育課題、学校経営、学校運営の方針について
 - ・学校の教育課題解決のための具体的な方策や実践について
 - ・教育課程の編成、実施、評価、改善等について
 - ・学習指導（学力の実態把握と向上対策を含む）、生徒指導等について
 - ・西北教育事務所からの説明（15分）
- イ 授業参観（小：45分間 中：50分間）
 - ・1授業時間で全ての学級を参観する。
- ウ 諸表簿の閲覧（45分程度）
 - ・経営案（学年、学級）
 - ・指導要録（様式2は前年度の内容を閲覧します。今年度の様式2の提示は不要です。）
 - ・出席簿
 - ・各教科・領域等の年間指導計画、小（中）学校外国語科CAN-DOリスト
 - ・道徳教育、総合的な学習の時間、特別活動、食に関する指導、環境教育、キャリア教育の全体計画
 - ・学校安全計画、学校保健計画
 - ・いじめ防止基本方針（防止プログラム・対処マニュアルを含む）
 - ・危機管理マニュアル、スタートカリキュラム（小学校）
- エ 西北教育事務所からの講評（5分）

(5) 計画書等の提出について

- ア 前期計画訪問計画書（様式1）1部と授業一覧1部を、訪問日の1週間前までに、教育事務所長宛て提出する。（メールによる提出も可）
- イ 授業一覧には、年組、教科等、題材名、ねらい、授業者名、授業場所を記載する。
- ウ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部送付する。

(6) 訪問日について

訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

○ 後 期 計 画 訪 問

(1) 目的

- ア 各学校の研究計画に基づく課題解決のための指導・助言を行う。
- イ 学習指導、生徒指導等にかかわる諸問題を把握し、指導・助言する。

(2) 時期・回数

- ア 8月下旬から12月上旬までとする。
- イ 1校につき年1回実施する。

(3) 日程

1日日程とし、開始は9時以降とする。日程の詳細については、各校の実情に応じて適宜編成する。

(4) 内容

ア 一般授業

- ・一般授業と提案授業で全教員の授業を実施し、同一の教科等に偏ることがないように配慮する。
- ・研究主題とのかかわりを踏まえた指導案（略案）を作成する。
- ・指導案（略案）には、単元全体の「指導と評価の計画」を必ず入れる。（道徳、特別活動以外）

イ 提案授業

- ・研究主題、研究仮説に即した授業となるよう配慮し、指導案（細案）を作成する。
- ・参観者に授業研究の視点を示す。

ウ 校長等との話し合い（30分程度）

- ・前期計画訪問後の取組状況や学力の状況について
- ・生徒指導について（不登校・問題行動等の現状と対応）
- ・西北教育事務所からの説明（5分）

エ 諸表簿の閲覧（30分程度）

- ・健康診断票
- ・出席簿
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
- ・各教科・領域等の指導の実施状況（年間指導計画に反省を記入したもの）
- ・前期計画訪問で指導を受けて訂正・修正した部分がある場合は該当する表簿

オ 一般授業分科会

- ・一般授業に対する助言の場として、担当指導主事別の分科会を15分以上学校規模に応じて設定する。

カ 全体会

- ・研究協議の前に西北教育事務所からの説明の時間（10分程度）を設定する。
- ・研究協議会においては、協議の視点を示すなどして、話し合いを焦点化し、研究仮説による検証や成果と課題の明確化、今後の方向性の共通理解など、協議内容の充実を図る。
- ・指導・助言の時間は、提案授業の指導・助言（15分）、総括・講評（5分）を含んで20分以上学校規模に応じて設定する。

※ア～カの日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。

(5) 計画書等の提出について

- ア 後期計画訪問計画書（様式2）、学習指導案【一般授業（略案）、提案授業（細案）】及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に2を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。（メールによる提出も可）

- イ 当該教育委員会教育長宛て計画書を1部送付する。

(6) 訪問日について

訪問日については、教育事務所が学校訪問日調査票に基づいて調整し、決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

○ 要 請 訪 問

(1) 目的

校内研修における課題解決のため、当該教育委員会教育長、学校長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。各学校においては積極的に要請し、校内研修の充実を図る。

(2) 時期

要請に応じて、実施する。

(3) 手続き・期日・内容

ア 訪問を希望する場合は、校長又は教頭が西北教育事務所主任指導主事に電話で申込む。(メールによる連絡も可)

イ 訪問の期日は、要請する指導主事と連絡を取り合い決定する。決定した訪問日を当該教育委員会教育長、学校長宛て通知する。

ウ 訪問当日の日程、内容及び資料の作成等に当たっては要請する学校で計画、作成する。

(4) 計画書の提出について

要請訪問計画書(様式3)、学習指導案及びこれらに関する資料は、訪問日の1週間前までに訪問者数に1を加えた部数を、教育事務所長宛て提出する。(メールによる提出も可)

また、当該教育委員会教育長宛て計画書を1部送付する。

○ 随 時 訪 問

(1) 目的

学習指導や生徒指導など、個々の課題解決における助言と支援を行う。

(2) 時期

相談に応じて、随時実施する。

(3) 手続き・期日・内容

ア 訪問を希望する場合は、校長又は教頭が西北教育事務所主任指導主事に電話で申込む。(メールによる連絡も可)

イ 訪問の期日や内容等については、訪問を希望する教員と担当する指導主事が連絡を取り合い決定する。決定した訪問日を学校長宛て通知する。

ウ オンラインによる実施も可能とする。

(4) 訪問の事前提出物について

訪問に必要な資料(指導案等)がある場合は、事前に担当する指導主事宛てメールにて提出する。

[様式 1] 前期計画訪問計画書 (A 4 判縦)

| | |
|---|---|
| 西北教育事務所長 殿 | 文 書 番 号 令和 年 月 日 |
| | 学 校 名 校長氏名 (公印省略) |
| 前期計画訪問計画書の提出について | |
| 1 訪問月日 | 令和 年 月 日 () |
| 2 訪問者 | 所属 職名 氏名 |
| 3 日 程 | (1) 校長等との話し合い ○ : ○ ~ ○ : ○ (2) 授業参観 ○ : ○ ~ ○ : ○ (3) 諸表簿の閲覧 ○ : ○ ~ ○ : ○ (4) 西北教育事務所からの講評 ○ : ○ ~ ○ : ○ |
| * 上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。 | |
| 4 授業一覧 | 《別紙でもよい》 |

[様式 2] 後期計画訪問計画書 (A 4 判縦)

| | |
|---|---|
| 西北教育事務所長 殿 | 文 書 番 号 令和 年 月 日 |
| | 学 校 名 校長氏名 (公印省略) |
| 後期計画訪問計画書の提出について | |
| 1 訪問月日 | 令和 年 月 日 () |
| 2 訪問者 | 所属 職名 氏名 |
| 3 日 程 | (1) 校長等との話し合い ○ : ○ ~ ○ : ○ (2) 一般授業 ○ : ○ ~ ○ : ○ (3) 提案授業 ○ : ○ ~ ○ : ○ (4) 諸表簿の閲覧 ○ : ○ ~ ○ : ○ (5) 一般授業分科会 ○ : ○ ~ ○ : ○ (6) 全体会 ○ : ○ ~ ○ : ○ |
| * 上記に限らず、日程及び内容については学校の実情に合わせて各学校で計画する。 | |

[様式 3] 要請訪問計画書 (A 4 判縦)

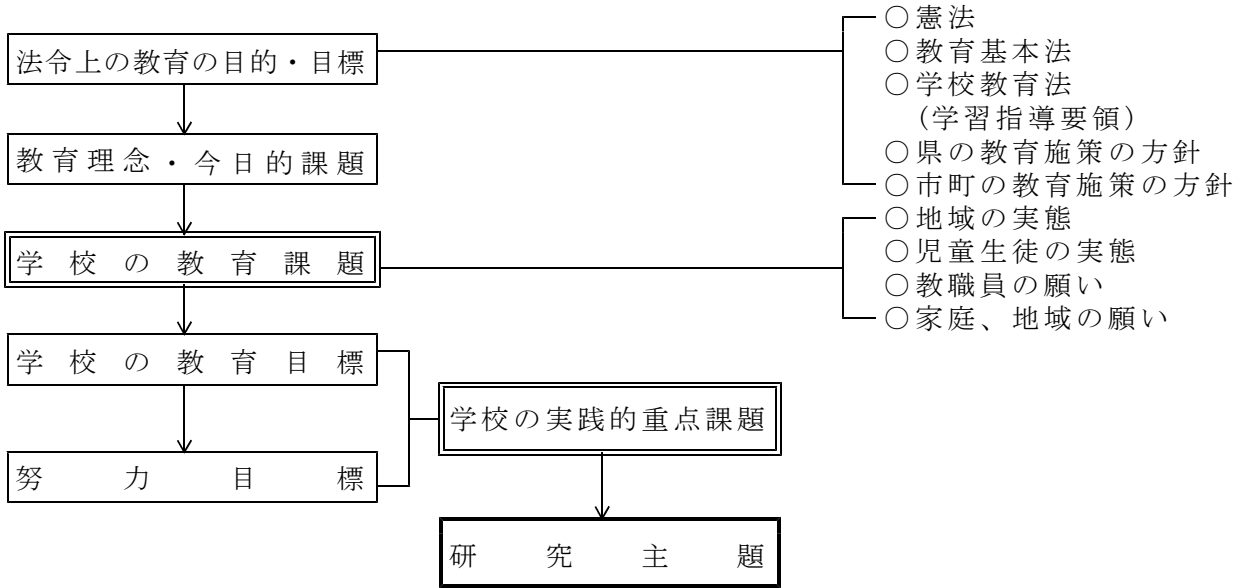
| | |
|----------------|-------------------------|
| 西北教育事務所長 殿 | 文 書 番 号 令和 年 月 日 |
| | 学 校 名 校長氏名 (公印省略) |
| 要請訪問計画書の提出について | |
| 1 訪問月日 | 令和 年 月 日 () |
| 2 訪問者 | 所属 職名 氏名 |
| 3 日 程 | ○ : ○ ~ ○ : ○ |
| 4 要請内容 | ○ : ○ ~ ○ : ○ |

* 計画訪問や要請訪問において、特に指導を受けたい事項がある場合は、1～2項目に絞り、具体的に記入する。その場合は、訪問する指導主事と連絡をとり、説明に必要な時間を日程に追加する。

〔2〕 校内研究について

1 研究主題設定の手順

研究主題を設定するまでの手順を図示すると、次のようになる。



(1) 学校の教育課題のとりえ方

『学習指導要領解説 総則編』に「各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。」と示されている。

学校の教育課題とは、教育目標の実現や教育課程の改善のための各学校が抱える諸問題であると位置付ける。

(2) 学校の実践的重点課題のとりえ方

学校の実践的重点課題は、教育目標と努力目標の関連から導き出され、一定期間内に達成されることを前提とした重点的、具体的な達成目標ともいえるべきものであり、教育目標を達成するために実践すべき最も身近で切実な課題である。

(3) 学校の実践的重点課題と研究主題との関連

学校の実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出し、それを目的と方法の形で、簡潔明瞭に要約したものが研究主題である。

2 授業研究の充実のために

校内研究では、研究授業とその前後の研究協議会が主な研究の機会となっている。この一連の授業研究を通して、授業改善や実践的指導力の向上に結び付けることが大切である。

(1) 授業中の児童生徒の学ぶ姿から、授業の在り方を共に話し合う。

授業について話し合う時には、教科等の指導の方法や技術等について話し合うだけでなく、同じ目標を目指して共に研究しているという立場から、児童生徒の学ぶ姿を見取って指導の在り方を話し合うことが必要である。児童生徒が主体的に学んでいる姿やつまづいている姿を見取る力は教員として重要な資質であり、児童生徒の学ぶ姿に基づいて話し合うことで指導上の課題が共有される。

(2) 授業参観の視点、研究協議の視点を示して実践を次につなげる研究の在り方を共に話し合う。

学習指導案を検討する時には、本時の指導の内容や展開だけではなく、研究仮説を踏まえてねらいとする児童生徒の姿や目指す資質・能力を整理することが大切である。それは、本時の授業参観の視点として具体化され、その後の研究全体を貫く柱につながるものとなる。あらかじめ観察する児童生徒を役割分担しておくなど、記録の取り方等を工夫する。また、研究協議では、研究仮説に基づいて協議の視点を示すとともに、観察記録をもとにグループ協議を取り入れるなどして、話し合いの活性化を図り、成果や課題について全体で共有、今後の方向性を確認した後に個人の振り返りをして自身の授業改善につなげることが大切である。

3 校内研究計画書

(1) 様式 (A4判縦1～2枚)

令和6年度 校内研究計画書

- ・整理番号P.82～83参照
- ・学校名
- ・学級数
- ・校長氏名
- ・研究教科等

1 研修主題 (例)「〇〇〇のための〇〇〇についての研究」

(目的) (方法)

- ・実践的重点課題の中から最も重要で、かつ緊急度の高いものを取り出して研究主題を設定する。
- ・研究の目的、方法がわかるように記述する。
- ・副題を設定する場合は、研究の具体的な手立てや内容について記述する。

2 研究主題設定の理由

- ・学校の実践的重点課題の中から研究主題を設定した理由を記述する。

- (1) 教育目標との関連から
- (2) 児童生徒の実態から
- (3) 指導の反省から

3 研究目標

(例)「〇〇〇において、〇〇〇のために、〇〇〇が有効であることを実践的に明らかにする。」

(場・内容) (目的) (方法)

- ・この目標を通して、何を明らかにしようとするのかを記述する。

4 研究仮説

(例)「〇〇〇において、〇〇〇することによって、〇〇〇になる。」

(場・内容) (方法) (目的)

- ・この仮説によって、児童生徒がこのように変わるのではないかという見通しを記述する。
- ・検証する際の基盤となるように記述する。
- ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。

5 研究の概要

(1) 研究内容

- ・研究目標を達成するために研究すべき内容を限定して記述する。

(2) 研究方法

- ・組織や主たる研究方法について記述する。

(3) 検証方法

- ・研究仮説を踏まえた検証方法を具体的に記述する。

(4) 年次計画

- ・今年度の位置を明確にする。(〇年計画の〇年目かが、分かるように)

6 本年度の研究計画

- ・月日
- ・内容 具体的な研究内容の他に一般研修についても簡単に記述する。
- ・方法 研究の各段階で主として活用される研究方法について記述する。

(2) 備考

ア 上記の様式を参考に作成し、当該教育委員会教育長宛て及び西北教育事務所長宛てにデータで提出する。[事務所宛て提出メールアドレス：seihoku_gakkyo@pref.aomori.lg.jp]

イ 提出締切日は、令和6年5月20日(月)とする。

※ 校内研修と校内研究

校内研修は教職員の資質能力を高める上での基盤である。特に、教職に関する専門的事項についての研修を組織的、計画的、発展的に進め、その成果を日常の教育活動に活用されるよう努めることが大切である。また、今日的な教育課題について十分把握し、柔軟に対応できるよう研修に努めたい。

校内研究は、学校の実践上の課題を取り上げて研究主題を設定し、全校体制で取り組む研究活動である。校内研究は校内研修に内包され、その中核である。

校内研修計画を作成する際には、「校内研究として取り上げる内容」「一般研修として取り上げる内容」「校外研修と関連させる内容」を明確にするとともに、校内研修を推進するための機構や校内研究に取り組む日常の研究体制等について自校の教育計画に位置付ける必要がある。

また、「校内研究計画書」は、研究主題、研究概要等について簡潔に記載し、校内研究の全体像を確認したり振り返ったりするなど、常に活用を図ることが大切である。

〔3〕 特別支援教育巡回相談員制度について

1 制度のねらい

小・中学校等に在籍する発達障害を含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

[過去5年間の特別支援学級等指導員・巡回相談員制度及び特別支援教育巡回相談員制度活用状況] (単位：件)

| | 特別支援学級からの要請 | | 通常学級からの要請 | | 校内研修 | | 合計 |
|-------|-------------|-----|-----------|-----|------|-----|------|
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 | |
| 令和元年度 | 25 | 10 | 20 | 2 | 0 | 1 | 58 ※ |
| 令和2年度 | 13 | 5 | 7 | 4 | 0 | 0 | 29 ※ |
| 令和3年度 | 24 | 14 | 11 | 7 | 0 | 2 | 58 ※ |
| 令和4年度 | 25 | 18 | 10 | 1 | 0 | 0 | 54 ※ |
| 令和5年度 | 21 | 11 | 13 | 0 | 0 | 0 | 45 ※ |

※ 1回の要請で、特別支援学級の訪問、通常学級の訪問、校内研修が重複する場合もある。

2 特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

- (1) 巡回相談員 管内の特別支援教育に係る専門性の高い教員及び県立特別支援学校の教員
- (2) 要請期間 6月から翌年2月末まで（この期間外で派遣要請をしたい場合には、教育事務所担当へ御相談ください。）
- (3) 要請回数 1校につき年2回まで（特別な事情がある場合には、3回まで）
- (4) 要請内容の例
 - ア 児童生徒（特別支援学級、通常学級どちらでも）の実態把握の仕方や支援の仕方
 - イ 授業を参観した上での助言
 - ウ 学級経営上の諸問題への助言
 - エ 教材・教具の作り方と活用の仕方
 - オ 通知票、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、学習指導案、特別の教育課程の届出書、特別の教育課程の実施報告書等の作成の仕方や記入の仕方
 - カ 特別支援教育コーディネーターの役割、校内委員会の運営、全教職員による特別支援教育の推進等への助言
 - キ その他
- (5) 日程
 - ア 特別支援教育巡回相談員も自校の学級を担当していることから、原則として、要請は午後からとする。
 - イ 特別支援教育巡回相談員と学校側との共通理解を図るために、特別支援教育巡回相談員と学校長等との面談を訪問日程の中に組み入れるようにする。
- (6) 要請手続
 - ア 教育事務所が、各校へ「特別支援教育巡回相談員設置要綱」を4月上旬までに配布し、要請を募る。
 - イ 各学校は、派遣の有無を教育事務所から出される「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票（電子申請・届出システム）」により、一年間を見通した上で4月下旬までに回答する。急な要請が必要となった場合には、その都度、教育事務所担当へ直接電話等で連絡をする。
 - ウ 教育事務所が、要請日等を調整し、決定した期日と特別支援教育巡回相談員名を要請校に連絡する。
 - エ 要請が決定した学校は、要請日の2週間前までに、教育事務所へ〔様式1〕及び当該教育委員会へ〔様式2〕を送付する。その際、「特別支援教育巡回相談員派遣要請希望調査票（電子申請・届出システム）」で提出した内容と異なる場合は〔様式1〕と併せて「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を教育事務所へ提出する。
 - オ 2回目以降の要請において、相談の対象児童生徒が1回目と異なる場合には、「特別支援教育巡回相談フェイスシート（学校用）」を教育事務所へ提出する。
 - カ 訪問を受けた小・中学校長は、教育事務所及び当該教育委員会へ2週間以内に「巡回相談員活用報告書」を提出する。

※ 各種様式については、「特別支援教育巡回相談員設置要綱」とともに各学校へ送付する。（西北教育事務所ホームページでダウンロード可）

3 その他

- (1) 特別支援教育巡回相談員の派遣に要する旅費は、青森県教育委員会が負担する。
- (2) 特別支援学級担任者が新担任者である場合は、原則として派遣を要請すること。

〔様式1〕(A4判縦)

| | |
|--|---|
| | 文 書 番 号 令和 年 月 日 |
| 西北教育事務所長 殿 | 学 校 名 校長氏名 (公印省略) |
| 特別支援教育巡回相談員の派遣について | |
| このことについて、下記のとおり要請します。 | |
| 記 | |
| 1 日 時 2 場 所 3 日 程 (1) : ~ : (2) : ~ : (3) : ~ : | 令和 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 立 学校 } (時間と内容を記入する。) 4 特別支援教育巡回相談員 所属校・職・氏名 5 指導を受けたい内容 (箇条書き) (1) (2) |

〔様式2〕(A4判縦)

| | |
|-------------------------------|--|
| | 文 書 番 号 令和 年 月 日 |
| ○○○○教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ 殿 | 学 校 名 校長氏名 (公印省略) |
| 特別支援教育巡回相談員の派遣について | |
| このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。 | |
| (以下は、西北教育事務所に提出する文面と同様) | |
| 記 | |
| 1 日 時 2 場 所 | 令和 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇 立 学校 |

〔4〕生徒指導に係る各種派遣手続きについて

1 スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣について

(1) 派遣申請手続の流れ

ア 派遣を希望する学校は、当該教育委員会に派遣についての旨を電話で連絡する。教育委員会の了承を得たら、教育事務所へ電話で連絡する。（対象となる児童生徒の概要、申請理由など）

*緊急の場合は、学校から直接、教育事務所へお電話ください。

イ 教育事務所は、派遣する担当SSWを決定する。

ウ 学校は、担当SSWからの電話連絡を受け、派遣日時を調整する。

エ 当該教育委員会は、スクールソーシャルワーカー派遣申請書（対象となる児童生徒ごとに作成）を教育事務所に1部提出する。

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

学校や関係保護者及び児童生徒との面談等を実施し、状況を把握する。

(3) 対応の協議・決定

学校と対応を協議し、今後の方向性を決める。

(4) 対応例

ア 関係機関との連絡・調整を行う。

イ ケース会議を実施し、決定したことに取り組む。

ウ 関係者に必要な助言や情報提供等の支援を行う。

(5) その他

ア 派遣回数に制限は設けない。

イ 相談者との相談や会議等を設定する場合は、原則としてその時間を60分以内とし、終了時刻を遅くとも18時までとする。

ウ 電話での問合せ・相談にも対応します。【西北教育事務所 0173-34-2111(297)】

【派遣申請書の様式】（A4判縦）

| | |
|---------------------------------------|---|
| | 〇〇〇第 号 令和 年 月 日 |
| 西北教育事務所長 殿 | |
| | 〇〇〇教育委員会教育長 (公印省略) |
| スクールソーシャルワーカー派遣申請書 | |
| 下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。 | |
| 記 | |
| 1 派遣日時 | 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 |
| 2 派遣校 | 〇〇立〇〇〇学校 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 担当職・氏名 〇〇〇 ・ 〇〇 〇〇 |
| 3 申請理由 | |
| 4 派遣内容 | ア 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整 ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 オ 教職員への研修活動 カ その他 () |
| ※該当する記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。 | |

2 スクールカウンセラー（SC）の緊急派遣について

小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣することができる。

(1) 派遣申請手続

市町教育委員会は、スクールカウンセラー緊急派遣申請書（別紙1-2）を、県教育委員会教育長宛て提出する。なお、申請については事前に教育事務所を通して学校教育課に相談する。

(2) 勤務・相談状況報告

小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用 別紙3-2）を3部作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに当該教育委員会及び県教育庁学校教育課並びに教育事務所へ1部ずつ提出する。

(3) その他

緊急対応のためのスクールカウンセラーの報酬及び旅費の支給等の手続きは、県教育庁学校教育課が行う。

【緊急派遣申請書の様式】（A4判縦）

(別紙1-2)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

〇〇〇教育委員会教育長
(公印省略)

スクールカウンセラー緊急派遣申請書

下記のとおり、スクールカウンセラーの派遣を受けたいので、申請します。

記

1 派遣日時
令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 申請理由

3 勤務場所

4 その他

【勤務・相談状況報告書の様式】（A4判縦）

(別紙3-2)

勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）

| 派遣校 | SC氏名 | | |
|-----|------------|-----------------------|------|
| 確認印 | 従事した日 | 従事した時間 | 相談状況 |
| | 月 日 (曜日) | 時 分 時 分 (時 分) | |
| | 月 日 (曜日) | 時 分 時 分 (時 分) | |
| | 月 日 (曜日) | 時 分 時 分 (時 分) | |
| | 月 日 (曜日) | 時 分 時 分 (時 分) | |
| | 月 日 (曜日) | 時 分 時 分 (時 分) | |
| | | 計 | 時間 分 |

注 申請した回ごとに提出する。

3 合同サポートチーム（STEPS）の派遣について

合同サポートチームは、「県教育委員会と県警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援する」ことを目的として設置されている。少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、PTA研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を行うものである。

(1) 派遣申込手続

- ア 小・中学校は、「合同サポートチーム派遣申込書」（別紙様式1）を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、当該教育委員会に3部提出する。
- イ 市町教育委員会は、学校から提出された「派遣申込書」を教育事務所に2部提出する。
- ウ 教育事務所は、「派遣申込書」を県教育庁学校教育課に1部提出する。

(2) 派遣申込テーマ等

派遣申込テーマは以下のとおりとする。ただし、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

- ア 少年非行の実態や非行防止に向けた取組
- イ 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
- ウ 薬物乱用防止
- エ 犯罪被害防止と被害少年の援助
- オ 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
- カ 非行と少年の心理
- キ ネット犯罪防止及び被害の防止
- ク いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
- ケ こどもを非行に走らせない家庭での関わり
- コ 地域で取り組む少年非行防止

(3) 留意事項

この合同サポートチームは、県教育庁と県警察両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて児童生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込は要しない。

(4) その他

派遣される職員の旅費については、合同サポートチームにおいて対応する。

【合同サポートチーム派遣申込書の様式】（A4判縦）

| | |
|-----------------------------|---------------|
| (別紙様式1) | |
| 合同サポートチーム派遣申込書 | |
| 申込月日 令和 年 月 日 | |
| 学 校・団体名 | |
| 派 遣 希 望 | 第一希望 |
| 年 月 日 | ----- 第二希望 |
| 時 間 | ----- 第三希望 |
| テ ー マ | |
| 対 象 | |
| 場 所 | |
| 内 容 (ある程度くわしく) | |
| 申 込 担 当 者 連 絡 先 職 氏 名 | |

〔5〕 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について

1 児童生徒の事故報告

(交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等)

児童生徒に係る事故・事件等が発生した場合は、電話にて概要を速やかに報告し、後日、最終報告として事故報告書(事故報告書様式)を提出する。

(1) 第1報の報告について

ア 緊急を要しない事故・事件

学校 → 当該教育委員会 → 西北教育事務所 → 県教育委員会

イ 緊急を要する重大な事故・事件

学校 → 当該教育委員会
 ↓
 西北教育事務所 → 県教育委員会

【報告内容について】

可能な限り情報を把握して、第1報にて速やかに報告をお願いします。

- 1 発生日時(月日、時刻)
 - 2 発生場所(住所、具体的な場所)
 - 3 被害者・事故者(氏名、学年、組、性別、年齢)
 - 4 加害者(氏名、学年、組、性別、年齢)
 - 5 事故概要
 - (1) 交通・学校・水難事故、食物アレルギー等
 連絡は誰からか、事故原因、発生時の状況、事故直後の行動、救急搬送の有無と搬送先、搬送時の同伴者、負傷の程度(医師からの説明等、できるだけ具体的に)、保護者への連絡の有無
 - (2) 問題行動等
 連絡は誰からか、事件の状況、保護者・警察等への連絡の有無
 - 6 学校、教育委員会の対応(事故・事件発生後の対応等)
- ※ 第1報の後に、追加の情報や状況に変化等があった場合には、電話にて報告する。

(2) 事故報告書の提出について

各小・中学校は報告書を作成し、当該教育委員会教育長宛て3部提出する。

当該教育委員会は、報告書の写しを西北教育事務所長宛て2部提出する。

学校 → 当該教育委員会 → 西北教育事務所 → 県教育委員会

事故報告書様式(A4判縦) [交通事故・学校事故・水難事故等、問題行動等、食物アレルギー等]

| | |
|--|----------------------|
| ○○○○教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ 殿 | 文 書 番 号 令 和 年 月 日 |
| 学校名 校長氏名 | 印 |
| 児童生徒の(事故の種類)について(報告) | |
| このことについて下記のとおり報告します。 | |
| 記 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 事故関係者氏名(またはその範囲、人員等) 2 事故発生の日時及び場所 3 事故の概要(発見の事情及び経過等) ※ けがの場合はその程度についても記入 4 応急処置 5 特に考えられる動機または原因 6 事故発生による校内外の動静 7 今後の対策 8 校長所見 | |
| ※ 交通事故、学校事故、水難事故等のときは、事故現場図を添付すること | |

2 集団かぜ(インフルエンザ様症状)、新型コロナウイルス感染症の措置状況の報告

インフルエンザ等感染症の疑いの児童生徒を発見したときは、学校医等の意見に基づいて出席停止など、その他の必要な措置を速やかに講ずる。

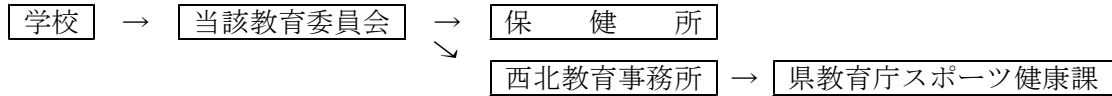
閉鎖措置をとった場合は、学校が「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力した後、電話により報告する。

学校 → 当該教育委員会 → 保健所
 ↓
 西北教育事務所
 ↓
 県教育庁スポーツ健康課

【参考】「インフルエンザ等の予防について」令和5年6月12日付青教ス第318号

3 麻しん・風しんの発生及び措置状況の報告

- (1) 欠席等の連絡があった場合、速やかに電話で連絡の上、〔様式1〕によりメールにて報告する。
- (2) 診断確定後、学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に入力する。
- (3) 集団発生し、臨時休業等の措置をとった場合、速やかに電話で連絡の上、〔様式2-1〕によりメールにて報告する。（学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」にも入力する。）



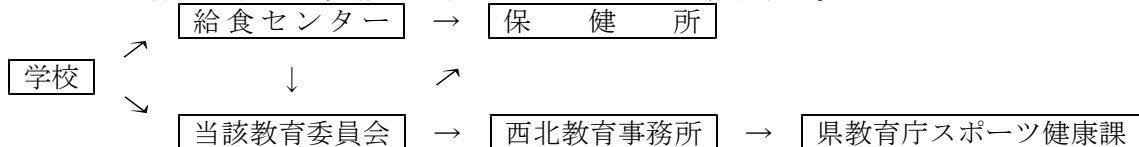
※ 学校医等と相談し、まん延の防止を図る。

【参考】「青森県麻しん・風しん対策ガイドライン(学校・保育所編)」平成20年9月5日(平成27年3月31日一部改正)

4 食中毒・経口感染症・異物混入等の報告

(1) 食中毒・経口感染症

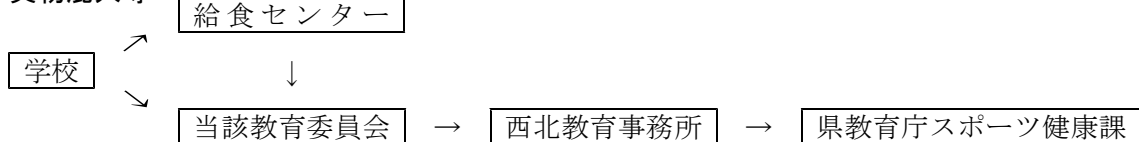
速やかに電話で連絡の上、〔様式4〕によりメールにて報告する。



※ 必ず学校医及び保健所の指導を受ける。

【参考】「学校給食における衛生管理の徹底について」令和5年4月3日付青教ス第4号

(2) 異物混入等



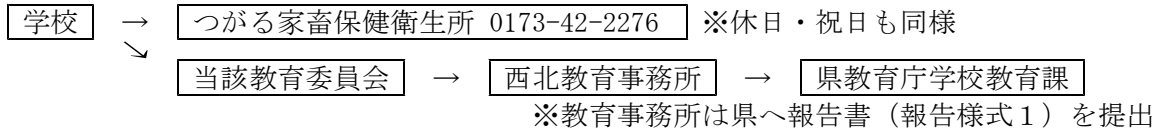
※ 電話等で速やかに当該教育委員会へ概況を連絡する。

※ 当該教育委員会は、事故報告書様式に準じて報告書を作成する。

※ なお、各市町の教育委員会あるいは関係部局において様式があるときは、これに従う。

5 鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合の報告

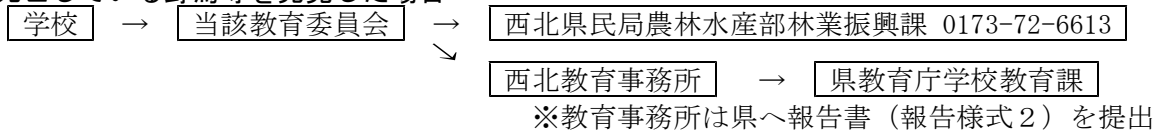
(1) 学校において飼育している鳥類の異常や死亡が発見された場合



【報告の手順】

- ① 学校は、当該教育委員会とつがる家畜保健衛生所に電話等で速やかに概況を連絡する。
- ② 当該教育委員会は、西北教育事務所に電話等で速やかに概況を連絡する。
- ③ 教育事務所は学校教育課に電話等で速やかに第一報を入れ、報告書を作成して提出する。

(2) 死亡している野鳥等を発見した場合



【報告の手順】

- ① 学校は、当該教育委員会に電話等で速やかに概況を報告する。
- ② 当該教育委員会は、西北教育事務所及び西北県民局農林水産部林業振興課に電話等で速やかに概況を報告する。
- ③ 教育事務所は学校教育課に電話等で速やかに第一報を入れ、報告書を作成して提出する。

※ 学校は、(1)(2)のいずれの場合においても鳥に触れないようにして、電話等で速やかに当該教育委員会へ概況(発見日時、発見者、発見場所、飼育状況…5(1)、学校での対応等)について連絡する。

※ 当該教育委員会は、概況について西北教育事務所教育課へ連絡する。

【参考】「学校における鳥類の異常及び死亡に係る状況報告について」平成28年12月8日付青教育第1735号

<報告に係る様式について>

事故報告、麻しん・風しん、食中毒・経口感染等の報告に係る様式については、西北教育事務所ホームページに掲載されています。報告を要する事案等が生じた場合は、ダウンロードして活用してください。

送 付 票

あて

学 校 名

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者

| | | | |
|--|--|----|------------|
| 患者居住地 | | | (市・町) |
| 学年(年齢)・性別 | 年()歳 | | 男・女 |
| 麻しん・風しんワクチン接種歴 | あり | なし | 不明 |
| 発症年月日 | 令和 年 月 日 | | |
| 発症後の最終登校年月日 | 令和 年 月 日 | | |
| 医療機関受診の有無 | あり | なし | 受診医療機関名() |
| 診断年月日 | 令和 年 月 日 | | |
| 主症状 (該当するものに○をして下さい) | (麻しん(はしか) ・ 風しん) 1、発熱 2、咳 3、鼻汁 4、くしゃみ 5、結膜充血 6、眼脂 7、発疹 8、その他() | | |
| 通学方法 (該当するものに○をして下さい) | 1、徒歩、自転車 2、自動車(自動2輪も含む) 3、電車(線 駅~ 駅) 4、バス(線 ~) 5、その他() | | |
| クラブ・部活動等の状況 | | | |
| 備考: 他の児童生徒について同様の症状がある場合、人数・健康状況等について記入してください。 | | | |

(麻しん ・ 風しん) の発生及び措置状況

※【新規発生・継続発生・再発生】

| | | | | | | | | |
|---|-----------------|----------|---|-----|-----|------------------|-------|---|
| 学 校 名 | 立 学校 | 校 長 名 | | | | TEL | - | - |
| 届出年月日 | 令和 年 月 日 () | 担当者名 | | | | FAX | - | - |
| 措置対象集団の罹患状況 (措置がとられる直前の状況について計上する。対象の学年、 学級が複数の場合は合計数を記入する。) | | | B 患者数内訳 (内訳が学年の場合、組を斜線で消し記入する。) | | | | | |
| A 在籍者数 | | 名 | 学年組 | 在籍数 | 患者数 | 欠席者数 (出席停止者数) | 遅刻・早退 | |
| B 患者数 (欠席・遅刻・早退を含む) | | 名 | | | | | | |
| C 欠席者数 (再掲：出席停止者数) | () | 名 () | 年 組 | | | () | | |
| D 遅刻・早退者数 | | 名 | 年 組 | | | () | | |
| 患者数、欠席者数及び遅刻・早退者数は下記により計上 すること。 (1) 患者数は、欠席者数、遅刻・早退者数及び罹患登 校者数を含め計上する。 (2) 欠席及び遅刻・早退の理由が、麻しん・風しんで ないことが明らかである場合は計上しない。 (3) 出席停止者数には、麻しん・風しんにより出席停 止とされた児童・生徒がいる場合に再掲する。 (4) 出席停止とされた児童、生徒については、送付票 〔様式1〕についても報告する。 | | | 年 組 | | | () | | |
| | | | 年 組 | | | () | | |
| | | | 年 組 | | | () | | |
| | | | 計 | | | () | | |
| ※措置状況 対象及び 期日 | 1 学校閉鎖 | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | |
| | 2 学年閉鎖 () 年) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | |
| | () 年) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | |
| | () 年) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | |
| | 3 学級閉鎖 () 年 組) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | |
| () 年 組) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | | |
| () 年 組) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | | |
| () 年 組) | | 月 日 | ～ | 月 日 | | | | |
| ※ 学校医の指導 | | 受けた | 受けていない | | | | | |
| ※ 保健所への連絡 | | 連絡した | 連絡していない (市町村立学校については市町村教育委員会・県立学校については県教育委員会が記入する) | | | | | |

※該当事項を○で囲み、必要事項を記入する。

食中毒・経口感染症等の報告

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------|--------------|--------------------|----|-------|-------------------------------------|----------|-----------|-----------------------|--------|
| 報告者 (教育事務所が記入) ↑ | 発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) | | | | | | | | | |
| | 発信者 西北教育事務所 (職・氏名) | | | | | | | | | |
| | 緊急連絡先 (TEL) | | | | (FAX) | | | | | |
| 報告者 (教育委員会が記入) ↑ | 発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) | | | | | | | | | |
| | 発信者 教育委員会 (職・氏名) | | | | | | | | | |
| | 緊急連絡先 (TEL) | | | | (FAX) | | | | | |
| 報告者 (学校が記入) | 発信日時 令和 年 月 日 時 分 (第 報) | | | | | | | | | |
| | 発信者 立 学校 (職・氏名) | | | | | | | | | |
| | 緊急連絡先 (TEL) | | | | (FAX) | | | | | |
| 学 校 名 | | 立 学校 | | | | | | 校長名 | | |
| 発 生 日 時 | | 令和 年 月 日 () | | | | | | 時 分 | | |
| 児童生徒の罹患・通院の状況 | 学校が複数にわたる場合は 学校毎に記載 | | 児童生徒の罹患状況 (月 日現在) | | | | | | おもな症状 | |
| | | | 欠席者 | | 出席者 | | 患者 合計 | 延べ 患者数 | 症状はある が通院して いない | ※該当箇所○ |
| | 学年 | 在籍 | 入院 | 通院 | 通院 | 腹痛・下痢 吐き気・おう吐 発熱・発疹 その他の症状 | | | | [] |
| | 1 | | | | | | | | | |
| | 2 | | | | | | | | | |
| | 3 | | | | | | | | | |
| | 4 | | | | | | | | | |
| | 5 | | | | | | | | 発生の状況 | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | |
| 措置 状況 | 学 校 医 の 指 示 事 項 | | | | | | | | | |
| | 学 校 が と っ た 措 置 | | | | | | | | | |
| | 市町村教育委員 会がとった措置 | | | | | | | | | |
| | 保健所の指示 | | | | | | | | | |
| そ の 他 参 考 と な る 事 項 | | | | | | | | | | |

※学校給食が原因と考えられる場合、至急、その旨を連絡すること。